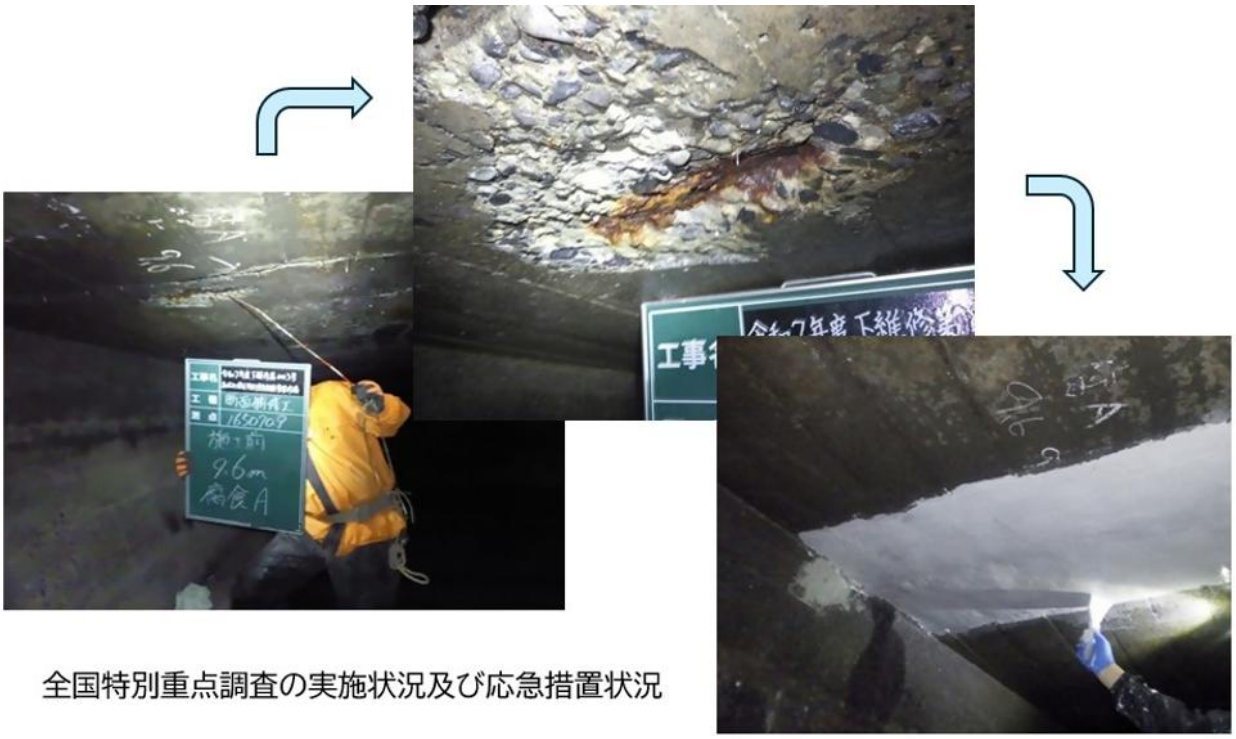
令 和 ８ 年度

静岡市下水道事業のあらまし



全国特別重点調査の実施状況及び応急措置状況

目　次

〇静岡市公共下水道計画一般図（汚水）

〇静岡市公共下水道事業の概要

Ⅰ　静岡市の概要 ..... - 1 -

Ⅱ　静岡市公共下水道事業の概要 ..... - 2 -
（１）静岡市の下水道事業 ..... - 2 -
（２）下水道事業のあゆみ ..... - 2 -
（３）下水道事業のビジョン ..... - 6 -
（４）下水道事業の沿革 ..... - 7 -

Ⅲ　公共下水道計画の概要 ..... - 19 -
（１）全体計画（目標年次は令和12年） ..... - 19 -
（２）事業計画（目標年次は令和10年） ..... - 21 -
（３）処理区別整備状況（令和７年度末） ..... - 24 -

Ⅳ　施設 ..... - 26 -
（１）浄化センター運転実績（令和７年度） ..... - 26 -
（２）ポンプ場運転実績 ..... - 26 -

Ⅴ　業務 ..... - 27 -
（１）公共下水道普及状況（令和８年３月31日現在） ..... - 27 -
（２）水洗便所の普及奨励 ..... - 28 -
（３）事業場排水の水質管理指導 ..... - 31 -
（４）下水道管きょの維持管理の状況 ..... - 31 -
（５）排水設備の実施状況 ..... - 33 -
（６）下水道使用料 ..... - 34 -
（７）受益者負担金制度 ..... - 34 -
（８）区域外流入分担金制度 ..... - 35 -

Ⅵ　財務 ..... - 38 -
（１）財務状況の分析（令和７年度） ..... - 38 -
（２）収益的収支（消費税抜き） ..... - 39 -
（４）損益計算書（消費税抜き） ..... - 41 -
（５）貸借対照表 ..... - 42 -
（６）要素別総費用分析表 ..... - 43 -
（７）経営分析表 ..... - 44 -

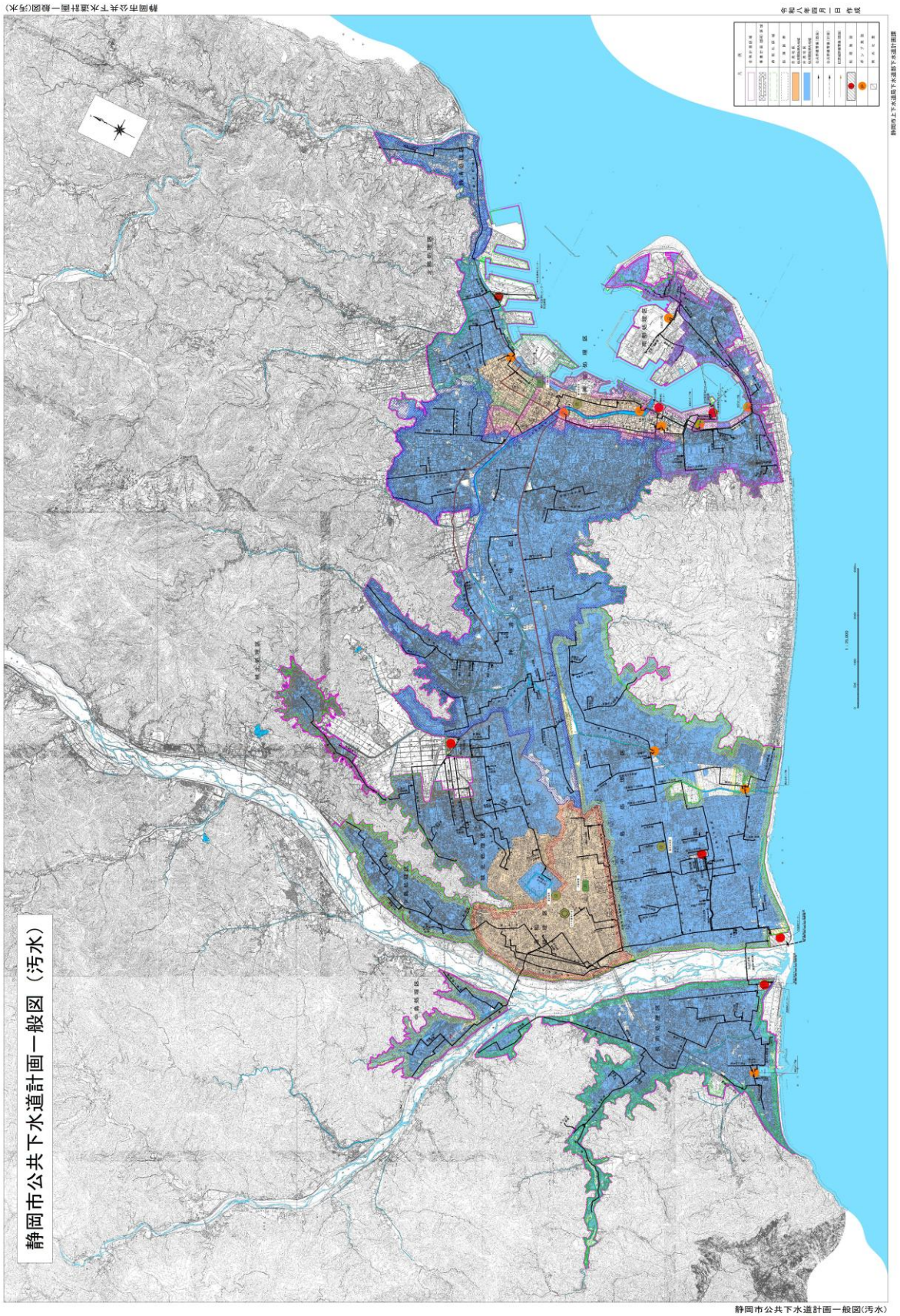
Ⅶ　組織機構 ..... - 46 -
（１）組織機構図 ..... - 46 -
（２）事務分掌 ..... - 47 -

Ⅷ　参考資料 ..... - 48 -
（１）下水道使用料の改定 ..... - 48 -
（２）静岡市の処理・行政人口、処理面積及び普及率の推移 ..... - 52 -



（水のキャラクター　しずみぃ）

●静岡市公共下水道計画一般図（汚水）



●静岡市公共下水道事業の概要（R8.3.31）

静岡市				処理区						
項目		単位	全体	高松	城北	中島	長田	南部	北部	静清
概況	行政区域	ha	141.193							
	市街化区域	ha	10.537							
	R７年度末行政人口①	人	665,330							
全体計画	全体計画面積	ha	10,150.8	705.0	984.0	2,725.9	1,046.0	947.0	498.6	3,244.3
	全体計画人口	人	568,600	60,700	70,400	156,500	57,500	35,900	17,100	170,500
	計画汚水量（日最大）	m^3／日	320,900	38,500	35,500	87,300	30,000	22,000	11,100	96,500
R12	浄化センター計画処理能力（日最大）	m^3／日	321,400	38,500	35,500 ３系列	87,300 ６系列	30,500 ８系列	22,000 ２系列	11,100 ２系列	96,500 ６系列
事業計画	事業計画年月日			T12.2.20 （R6.3.1）	S5.1.8 （R6.3.1）	S51.12.23 （R6.3.1）	H6.5.2 （R6.3.1）	S30.11.11 （R6.3.1）	S50.5.28 （R6.3.1）	H1.8.21 （R6.3.1）
	事業計画区域面積②	ha	9,785.2	705.0	984.0	2,696.8	1,046.0	767.9	444.2	3,141.3
	事業計画人口	人	568,200	61,500	71,300	158,400	58,300	33,700	16,000	169,000
	計画汚水量（日最大）	m^3／日	405,400	126,000	36,000	88,300	30,400	19,100	10,400	95,200
R10	浄化センター計画処理能力（日最大）	m^3／日	500,100	167,300	54,000 ３系列	101,200 ６系列	30,500 ８系列	35,500 ２系列	15,100 ２系列	96,500 ６系列

※令和７年度末行政人口①は由比・蒲原（16,685 人）を含む。
※全体計画の項目は令和５年度の事業計画で修正した数値を使用。

令和７年度末（令和８年３月31日現在）

整備状況	整備面積 ③	ha	9,121.37	704.25	925.29	2,604.73	931.20	823.30	349.49	2,783.11
	整備率（対事業計画）③／②	%	93.2%	99.9%	94.0%	96.6%	89.0%	107.2%	78.7%	88.6%
	浄化センター現有処理能力（日最大）	m^3／日	516,770	191,500	54,000 3/3 系列	101,200 6/6 系列	25,620 6/8 系列	45,600 4/4 系列	15,100 2/2 系列	83,750 5/6 系列
処理状況	供用年月			S35.11	S52.4	S60.10	H14.6	S47.4	S56.11	H9.6
	処理区域面積	ha	9,093.71	704.25	925.29	2,597.89	922.32	823.30	348.96	2,771.70
	処理区域人口 ④	人	591,648	64,620	73,212	168,513	58,346	40,132	17,214	169,611
	普及率 ④ ／ ①	%	88.9%							

Ⅰ　静岡市の概要

平成17年４月１日、全国14番目の政令指定都市に移行した静岡市は、首都圏と中京圏の中間にあり、太平洋国土軸上に位置するとともに、日本海方面に向けて本州中央部を横断する拠点に位置する。

平成18年３月31日には旧蒲原町、平成20年11月１日には旧由比町との合併を経て、市域面積は 1,411.93ｋｍ^{2}となり、北に 3,000m級の山々が連なる南アルプスを抱き、南に穏やかな駿河湾を臨み、人口は 659,620 人（令和７年 10 月「国勢調査」）を擁している。

気候は温暖で、令和７年の年平均気温は 18.1℃、年間日照時間は約 2,351 時間である。また、日照時間の割に比較的雨量が多いものの、雪はほとんど降らず、比較的穏やかである。

産業面では、エアコンや冷蔵庫などの電気機械器具製造業、マグロ缶詰やペット用飼料などの食料品製造業などの製造業及び清水港を中心とした港湾関連産業など駿河湾臨海工業地帯の中心としての顔を持つと共に、サービス業、金融・保険業などの割合が高く、県庁所在地、商業都市としてふさわしい産業が本市に集積している。

さらに、江戸時代以来の伝統と技術による伝統工芸品や家具、木製品、サンダル、プラモデルなどの地場産業も盛んである。

農業は、お茶のほか、柑橘類、いちご、わさびなどが特産品として生産され、水産業は、マグロを主力とした遠洋漁業のほか、駿河湾の特産物であるしらすと桜えびを主とした沿岸漁業が知られている。

観光資源としては、山間部に南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園や良質な温泉などを、南部には日本平や世界文化遺産の構成資産でもある三保松原、山岡鉄舟や清水次郎長にゆかりのある鉄舟寺等の寺院群、久能山東照宮、登呂遺跡などの数多くの史跡・旧跡を有している。また、静岡市歴史博物館では、本市ならではの歴史的・文化的資源の価値と魅力を発信している。

さらに、Ｊリーグ「清水エスパルス」、Ｂリーグ「ベルテックス静岡」、リーグワン「静岡ブルーレヴズ」、Ｔリーグ「静岡ジェード」、ＮＰＢファーム・リーグ「ハヤテベンチャーズ静岡」などのホームタウンチームがあり、市民の各年代・各層が様々な形でスポーツに親しんでいる。

そのほか、春の「静岡まつり」「由比桜えびまつり」や夏の「清水七夕まつり」「清水みなと祭り」「蒲原まつり」、秋の「大道芸ワールドカップ」などのイベントも盛んに開催され、まちに活気をもたらしている。

Ⅱ　静岡市公共下水道事業の概要

（1）静岡市の下水道事業

本市では、平成24年度末まで高松、城北、南部、北部、中島、長田の６処理区を単独公共下水道として整備を進め、旧静岡市、旧清水市を流れる巴川を中心とした静清処理区を流域関連公共下水道として整備を進めてきた。静清処理区については、静岡県が流域下水道として幹線管きょ及び終末処理場の整備、維持管理を行ってきたが、旧静岡市、旧清水市の合併により流域下水道の要件を満たさなくなったことから、平成25年度より本市に移管され、本市の下水道は、すべて単独公共下水道となった。

都市下水路については、清水区の興津中町外７都市下水路が整備されている。

①公共下水道

主として市街地における下水（汚水・雨水）を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道という。

- 単独公共下水道

  一つの市町村区域の中で、市町村が下水道管きょ、ポンプ場及び終末処理場を設置するもの。

- 流域関連公共下水道

  市町村が下水道管きょ及びポンプ場を設置し、流末を流域下水道へ接続するもの。

②流域下水道（本市該当なし）

流域関連公共下水道からの下水を受け、２市町村以上の下水を排除し及び処理するために、県が幹線管きょ及び終末処理場を設置し管理する下水道。

③都市下水路

主として、公共下水道事業計画（認可）区域外の市街地における雨水の排除を目的とした浸水防止を図る下水道。

（2）下水道事業のあゆみ

①葵区、駿河区（旧静岡市）

旧静岡市の下水道事業は、大正10年に調査を始め、大正12年２月に事業認可を得て、翌13年８月に第１期事業に着手した。

当時の市街地は、排水路が未整備であったため、大雨の度に雨水があふれ、浸水対策上は勿論、環境衛生上からも下水道の早期整備が望まれていた。

第１期事業は、葵区中心市街地約 186ha の下水道整備を行い、昭和４年３月に竣工した。第２期事業は、昭和６年８月、第１期区域の外周部約 215ha において事業着手し、昭和13年３月に竣工した。

また、同年には市街地の拡大に伴い、第３期事業として既設区域の外周部の下水道整備に着手したが、昭和15年の静岡大火、昭和20年の戦災等により事業は大幅に遅れ、翌21

年、ついに第３期事業は打切りとなった。その後、昭和27年に、公営企業法の適用と同時に公共下水道事業を再開し、昭和35年11月、高松浄化センターの供用開始により水洗化が可能となった。

また、市街地北東部の城北処理区は、昭和５年１月に事業認可を得て事業に着手し、昭和52年４月に城北浄化センターの１／３系列が稼働し、同処理区約 174ha で水洗化が可能となった。

市街地南部においては、昭和51年12月に中島処理区として約 639ha の事業認可を得て、昭和60年10月に中島浄化センターの１／８系列が稼動し、同処理区約 305ha が供用開始し、水洗化が可能となった。平成16年２月には新エネルギー導入の一環である風力発電施設（環境部局所管）が完成し、同浄化センターの電力の一部として供給を開始した（令和３年度に解体済み）。更に、水処理施設の上部には人工芝多目的スポーツグラウンドの建設を行い、平成16年度より一般開放し、地域社会貢献の一助となっている。

安倍川以西の市街地については、長田処理区として平成６年５月に事業認可を得て、同年度より管きょ工事に着手した。翌７年度から長田浄化センターの建設に着手し、併せて周辺地域の管きょ整備を進め、平成14年６月、４／11 系列が稼動し、同処理区約 291ha が供用開始し、水洗化が可能となった。

藁科川以北の服織地区については、中島処理区の一部として平成15年８月に事業認可を得て、平成16年度より幹線の安倍川横断に着手するとともに地区内の管きょ整備を進め、平成19年度に供用開始し、水洗化が可能となった。

更に、旧２市を流れる巴川を中心とした静清流域下水道に接続する流域関連公共下水道（静清処理区）は、平成３年４月に事業認可を得て、長沼、川合地区を中心に整備が進められ、平成９年６月には、県が建設を進めてきた静清浄化センターの１／８系列が完成し、同処理区約 19ha で水洗化が可能となった。（平成25年４月静岡市に移管）

また、平成29年12月には、人口減少など近年の社会情勢の変化を受け、「上下水道局」、「環境局」、「経済局」の３局が連携し、「各種汚水処理施設の整備区域の見直し」を行い、下水道全体計画区域の縮小をはかるとともに、今後の各種汚水処理施設の整備を効率的かつ適正に推進するための実施計画となる「静岡市汚水処理計画」を策定した。（清水区含む）

一方、浸水防除を目的とした雨水事業については、昭和47年に静岡市総合排水計画（雨水計画）を策定し、公共下水道認可区域内を公共下水道（雨水）、認可区域以外を都市下水路として整備することになった（平成８年度までは市長部局所管）。また、昭和48年に国の「河川と下水道との管理分担区分」の通達を受けて、平成16年３月に河川と下水道（都市下水路を含む）の管理分担区分を定め維持管理を行っている。

以降、公共下水道（雨水）の認可区域の拡大に合わせて、都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に位置づけ、都市下水路は全て雨水幹線となっている。

現在は、平成18年２月に策定し、平成31年３月に改訂した静岡市浸水対策推進プラン

に基づき、葵区は城北地区を始め５地区で、駿河区は広野地区を始め10地区で下水道部が主要部局となり、整備を進め、葵区は５地区、駿河区は10地区で対策が完了している。

②清水区（旧清水市）

清水区（旧清水市）の下水道事業は、第一期事業として中央排水区、江尻南部排水区、清水排水区（以上駒越処理区）、江尻北部排水区の市街地中心部約 494ha の事業認可を昭和30年に得て、整備を進め、江尻北部排水区を北部処理区に、駒越処理区を南部処理区に名称変更するなどし、昭和47年４月には、南部浄化センターが供用開始し、水洗化が可能となった。

その後、高度経済成長による産業活動の進展や生活様式の多様化、特に市の北部地域の急激な都市化現象に伴う公共用水域の水質汚濁が環境保全上の大きな問題となり、昭和50年の第５回変更認可において、北部処理区への分流区域の追加と北部浄化センターの新設を位置付け、整備を進め、昭和56年11月に北部浄化センターが供用開始し、巴川流域周辺のみならず、市街化が進展している地域についても水洗化が可能となった。

更に、旧２市を流れる巴川を中心とした静清流域下水道に接続する流域関連公共下水道（静清処理区）は、平成元年８月に事業認可を得て、船越、有東坂、吉川地区を中心に整備を進め、平成９年６月には、県が建設を進めてきた静清浄化センターの１／８系列が完成し、同処理区約 308ha を供用開始、その後も興津、飯田、長崎、大谷地区など区域拡大を図り、順次整備を進めている。

また、三保真崎地区の海岸がC．C．Z．整備事業※１（市街化区域 37.1ha、市街化調整区域 30.9ha）の決定を受けたことにより、平成元年12月に、当地区の市街化調整区域 30.9ha を対象に事業着手し、平成７年度に供用開始した。

一方、雨水事業については、葵区、駿河区と同様に、公共下水道認可区域内の雨水排除を目的に、公共下水道（雨水）と認可区域以外を都市下水路として整備を始めた。以降、公共下水道（雨水）の認可区域の拡大に合わせて、都市下水路を廃止し、公共下水道の雨水幹線に位置づけている。また、管理区分についても葵区・駿河区と同様の維持管理を行っている。現在は、平成31年３月に改訂した静岡市浸水対策推進プランに基づき、下水道部では、渋川地区を始め11地区の整備を進め、３地区で対策が完了している。

※１　C．C．Z．整備事業　：　コースタル・コミュニティ・ゾーンの略。民間活力を積極的に導入した諸施設の整備を行うことで様々な機能を備えた海浜空間を整備し、人々が気軽に海と親しめる空間をつくりだそうという事業で、市町村が計画を策定し国が認定を行うもので、整備にあたっては、海岸、公園、道路、下水道、治水などの公共事業を重点的に実施する。

③清水区（旧蒲原町・旧由比町）

清水区（旧蒲原町・旧由比町）の下水道事業は、雨水事業を先行し、その整備を都市下水路事業で実施しており、昭和47年に小金都市下水路（旧蒲原町）を、昭和59年に宮田

都市下水路（旧蒲原町）及び蟹沢都市下水路（旧由比町）を、昭和63年に諏訪都市下水路（旧蒲原町）を都市計画決定し、事業に着手、整備が完了している。汚水事業は旧富士川町を含めた３町で検討を重ねてきたが合意に至らず、未計画となっていた。静岡市と合併後、汚水処理方法の検討を行った結果、平成26年度に、下水道は整備せず合併処理浄化槽の普及促進を図っていくことを方針決定した。なお、善福寺地区（旧蒲原町）は農業集落排水施設により処理を行っている。

令和７年度末現在における静岡市（７処理区）の下水道処理区域面積は約 9,094ha で、下水道処理人口普及率（行政人口に対する下水道が利用可能な区域に住む人口の割合）は88.9%である。

下水道施設の耐震対策については、平成元年に高松浄化センター建築構造物の耐震化に着手し、平成20年度に浄化センター・ポンプ場の建築構造物の耐震化をすべて完了した。

そして、平成20年２月に「静岡市下水道地震対策緊急整備計画」（H20～H24）を策定、平成24年度の見直しを経て、現在は、「静岡市下水道総合地震対策計画（第２期）」（R4～R13）に基づき、緊急輸送路等に埋設されている管路の耐震化を進めている。これに加え、令和６年１月に発生した能登半島地震を踏まえ策定した「静岡市上下水道耐震化計画」（R7～R11）に基づき、水道の取水施設から災害拠点病院等の重要施設を経由して、下水処理場まで繋がる管路・施設の線的耐震化を進めている。

（３）下水道事業のビジョン

本市では、平成21年度末に、効率的、効果的な下水道整備と適正な管理を行っていくため、今後の下水道事業の整備方針を定めた「静岡市下水道ビジョン」並びに10年間に取組む施策の方向を示した「中期ビジョン」（H22～H31）、５年間に取組む事業目標を掲げた「第２次中期経営計画（アクションプログラム）」（H22～H26）を策定し、事業を推進してきた。

そうしたなか、近年の社会情勢や事業環境の変化を踏まえ、厚生労働省が平成25年３月に「新水道ビジョン」を、国土交通省が平成26年７月に「新下水道ビジョン」を策定した。また平成26年３月には「水循環基本法」が制定され、この中で、「水は、国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」とされ、水政策が初めて法的に位置づけられることとなった。

こうした国の法整備や人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を背景とし、上下水道局では、日常生活に欠かすことのできないライフラインであり、貴重な水循環を支える水道と下水道の役割を再認識し、上下水道事業を一体として捉え、健全な水環境を市民の皆さんとともに未来へ引き継ぐため、将来にわたって目指す姿を示す「しずおか水ビジョン」を平成27年３月に策定した。

この「ビジョン」は、社会的背景、国の動向、市民ニーズなどを参考に上下水道事業が一体となって長期的に目指す姿を示したもので、市民の皆さんへの約束として位置付けている。将来を見通した「基本構想」と、その「基本構想」の実現に向けて定めた「基本計画（８年間）」、さらに具体的な事務事業を示した「中期経営計画（４年間）」で構成されており、以降、本ビジョンのもと各事業を推進しているところである。

本ビジョンは平成29年１月16日付「流域水循環計画※２」として全国17計画の１つに認定された。

その後、平成31年３月には、本ビジョンをさらに確かなものとするために、中期的な「基本計画」を改訂し、今後12年間の進むべき方向性を示した「静岡市上下水道事業経営戦略（下水道編）」を新たに策定し、併せて令和元年度からの４年間で実施するべき50の事務事業を盛り込んだ「第４次中期経営計画」を策定した。令和３年３月には、計画策定時からの社会状況等の変化や附属機関である「静岡市上下水道事業経営協議会」からあげられた提案を踏まえて「第４次中期経営計画」を改訂した。

更に、令和５年３月には、策定後の課題などを整理・評価し、経営戦略を改定するとともに、現在は、令和５年度から令和８年度を計画期間とした「第５次中期経営計画」により、各事業を計画的に進めている。

※２　流域水循環計画　：　流域における水循環の維持又は回復のための理念、基本的方向、目標を定め、水循環に関する取り組みを連携して推進するため、地方公共団体や国が策定した計画。

（4）下水道事業の沿革

①葵区・駿河区

大正	10年		下水道調査を開始
	12年	2月	第1期下水道事業認可
	13年	8月	下水道管製作に着手
	14年	1月	下水管布設工事に着手
昭和	4年	3月	第1期下水道事業竣工 ・排水区域：186.30ha　計画排水人口：123,000 人
	5年	1月	第2期下水道事業認可
	6年	8月	下水管布設工事に着手
	8年	10月	第3期下水道事業の調査を開始
	12年	11月	第3期下水道事業認可 ・第1期、2期区域の外周地区　計画排水面積：231.34ha　計画排水人口：92,690 人
	13年	2月	下水路築造に着手
	13年	3月	第2期下水道事業竣工 ・排水区域：215.24ha　計画排水人口：116,000 人
	15年	1月	静岡大火で市街地中心部 122ha が焼失
	15年		焼失地区の区画整理事業と併行し、大火復興事業を起す
	20年	3月	大火復興事業完了
	20年	6月	戦災で市街地の大部分が焼失
	21年	1月	戦災による焼失地域の区画整理事業に伴い、戦災復興事業を起す
	21年	3月	第3期事業区域の大部分は戦災復興区域に包含されたため、第3期事業を打切る
	27年	4月	下水道使用料の徴収開始
		10月	公営企業法の適用を受けると同時に第3期事業を再開し、下島幹線築造工事に着手
	30年	1月	第3期静岡市公共下水道事業第1回変更認可 ・区域の拡張及び高松下水処理場計画追加
	30年		高松下水処理場用地買収
	30年	3月	高松下水処理場、消化槽建設に着手
	31年	8月	都市計画決定及び都市計画事業決定（第1、2、3期事業区域内）
	35年	11月	高松下水処理場、一次処理で供用開始
	37年	7月	建設大臣の表彰を受ける
	38年	4月	第1次下水道整備5ヶ年計画発足
	38年	8月	静岡市公共下水道事業計画第2回変更認可 ・東部下水処理計画を追加する厚生省認可
	40年		東部下水処理場用地買収
	42年	4月	第2次下水道整備5ヶ年計画発足
	44年	7月	静岡市公共下水道事業計画第3回目の変更認可 ・下水流出量等基本条件及び幹線の変更、旧駿府城跡 49.58ha を東部処理区へ追加、小黒、沓谷、銭座町、瓦場町地区を削除
	45年	3月	受益者負担金制度を採用、同年12月徴収開始（114円/m^2） 高松、東部排水区の都市計画決定及び都市計画法の事業認可

昭和	46年	4月	第3次下水道整備5ヶ年計画発足
	47年	3月	静岡市公共下水道基本計画を作成
	47年	4月	高松下水処理場、二次処理を開始、東部下水処理場建設に着手
	48年	3月	静岡市総合排水基本計画を作成
	49年	11月	東部処理区（城北処理区）拡張区域の都市計画決定
	50年	1月	静岡市公共下水道事業計画第4回目の変更認可 ・東部関係の名称を城北に変更し、区域を分流式で拡張、賤機山の一部を削除 ・城北下水処理場の全系列の認可を受ける
	50年	2月	高松処理区拡張区域及び中島処理区第2分区の都市計画決定
	50年	3月	中島下水処理場用地買収を開始
	51年	4月	第4次下水道整備5ヶ年計画が総事業費129億円で発足
	51年	12月	静岡市公共下水道事業計画第5回変更認可 ・南部地区（高松処理区以南、東名高速道以北）639.22ha を中島処理区第2分区とし、分流式で追加 ・中島下水処理場及び中島雨水ポンプ場計画の追加
	52年	2月	中島処理区及び城北処理区の都市計画法事業認可
	52年	3月末	城北下水処理場1/3系列を供用開始（173.91ha）
	52年	7月	静岡市公共下水道事業計画第6回変更認可 ・高松処理区の拡張及び高松下水処理場の増設の変更認可
	53年	3月	受益者負担金条例一部改正　　城北地区：180ha（173円/m^2）
	53年	12月	城北下水処理場が1/2系列迄完成、処理能力38,650m^3/日最大となる
	54年	3月	中島地区第2分区の都市計画決定の変更 ・幹線管渠のルートを変更
	54年	4月	高松下水処理場の増設計画のうち50,850m^3/日最大が完成、処理能力155,150m^3/日最大となる
	54年	6月	静岡市公共下水道事業計画第7回変更認可 ・中島処理区の汚水幹線と土場川排水区雨水幹線のルート変更及び原単位等を安倍川、巴川流域別下水道整備総合計画に整合
	54年	8月	中島処理区の都市計画法変更事業認可
	55年	7月	中島1・2号幹線の建設に着手
	55年	8月	中島下水処理場（雨水・汚水沈砂池及びポンプ棟）建設に着手
	56年	2月	静岡市公共下水道事業計画第8回変更認可 ・城北処理区135.46haの拡張認可他
	56年	4月	第5次下水道整備5ヶ年計画が総事業318億円で発足
	56年	6月	中島処理区の汚水枝管整備に着手、中島下水処理場（水処理施設）建設に着手
	57年	1月	城北処理区及び高松処理区の都市計画法変更事業認可
	57年	3月	高松下水処理場、二次処理施設の増設計画が完了、処理能力は206,000m^3/日最大となる
	57年	12月	土場川排水区、中島雨水ポンプ場供用開始（972m^3/min）
	59年	3月	受益者負担金条例一部改正　　中島地区：633.22ha（258円/m^2）
	60年	4月	高松処理区流入及び放流幹線ルート変更の都市計画決定 静清広域下水道事業促進協議会を設立
	60年	5月	静岡市公共下水道事業計画第9回変更認可 ・高松下水処理場の雨天時流入渠・同放流渠のルート及び形状を変更
	60年	10月	中島下水処理場1/8系列を供用開始（305.37ha）

昭和	60 年	10 月	静岡市公共下水道事業計画第 10 回変更認可 ・城北下水処理場の汚泥濃縮槽第２槽を重力式から機械式に及び中島処理区の中島３号幹線ルートを変更
	61 年	3月	高松、城北及び中島処理区の都市計画法変更事業認可
	61 年	12 月	中島処理区拡張区域（汚水 428ha、雨水 1,161ha）の都市計画決定
	62 年	2月	静岡市公共下水道事業計画第 11 回変更認可 ・中島処理区の都市計画法変更事業認可
	63 年	3月	静岡市公共下水道事業計画第 12 回変更認可 ・中島下水処理場の汚泥処理方式を消化方式から直脱方式に変更
	63 年	12 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区　賤機地区の拡張、汚水雨水共 2,288ha ・城北処理区　麻機北地区の拡張、汚水雨水共 947ha ・高松処理区　放流幹線の位置変更
平成	元年	3月	静岡市公共下水道事業計画第 13 回変更認可 ・中島処理区、大谷、東豊田、伝馬町新田地区 954ha を拡張 高松、城北及び中島処理区の都市計画法変更事業認可
	元年	7月	中島下水処理場汚泥処理施設の建設に着手
	元年	9月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区、大谷汚水中継ポンプ場の位置変更 ・静清広域都市計画下水道の決定 ・静清処理区（静清流域関連）汚水雨水共 910ha
	元年	10 月	静岡市公共下水道事業計画第 14 回変更認可 ・中島処理区、大谷汚水中継ポンプ場の位置変更
	元年	12 月	都市計画法変更事業認可
	2年	3月末	中島処理区、小鹿汚水中継ポンプ場供用開始
	3年	3月末	中島処理区、西大谷汚水中継ポンプ場供用開始
	3年	4月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画認可 静清処理区の都市計画法事業認可
	3年	7月	中島下水処理場水処理施設増設に着手
	4年	6月	静清広域都市計画下水道の決定（長田処理区） ・汚水 1,056.00ha、雨水 1,056.00ha
	4年	10 月	中島下水処理場汚泥処理施設を供用開始
	5年	3月	静清広域都市計画下水道の変更 ・城北処理区　麻機南、北地区（市街化調整区域）の拡張、汚水 984ha 幹線管渠基準改正に伴う変更 ・高松処理区　幹線管渠基準改正に伴う変更 ・中島処理区　幹線管渠基準改正に伴う変更
	5年	7月	静岡市公共下水道事業計画第 15 回変更認可 ・城北処理区　調整区域 37ha を拡張
	5年	9月	静清広域都市計画下水道事業変更認可
	5年	12 月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区　　行政区域境修正による変更 ・静清処理区　　幹線管渠基準改正による変更
	6年	5月	静岡市公共下水道事業計画第 16 回変更認可 ・長田処理区 817ha を追加
	6年	6月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第１回変更認可 ・処理分区の分割及び主要な管渠の変更

平成	7年	4月	城北下水処理場、雨水沈砂池、雨水ポンプ、放流ポンプを供用開始
	8年	1月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区　東静岡地区 34ha を静清処理区より追加 ・静清処理区　東静岡地区 34ha を中島処理区に追加 ・下川原雨水ポンプ場（ポンプ棟）建設に着手
	8年	3月	長田浄化センター（ブロワー棟及びスクリーンポンプ棟）建設に着手
	8年	11 月	中島下水処理場　汚泥焼却施設増設に着手（100t 炉）
	9年	3月	静岡市公共下水道計画第 17 回変更認可 静清広域都市計画下水道事業変更認可
	9年	6月	静清浄化センター1/8 系列を供用開始（19.19ha）
	10 年	1月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第２回変更認可 ・瀬名地区及び東静岡地区 298.7ha を拡張、雨水排水区 45.4ha を追加
	10 年	2月	静清広域都市計画下水道事業変更認可（静清）
	10 年	3月	静清広域都市計画下水道事業変更認可 ・高松処理区の事業期間を延伸
	10 年	7月	中島下水処理場水処理施設増設に着手（6/8 系列）
	11 年	3月末	下川原排水区、下川原雨水ポンプ場供用開始
	12 年	1月	中島下水処理場汚泥焼却施設（100t 炉増設）供用開始
	12 年	6月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第３回変更認可
	13 年	3月	静岡市公共下水道計画第 18 回変更認可 ・中島処理区　中島市街化調整区域 26ha、長田処理区　丸子地区 214ha を拡張
	13 年	3月末	中島処理場水処理施設増設分供用開始（5/8 系列）
	14 年	1月	静清広域都市計画下水道の変更 ・中島処理区（服織地区）　市街化区域 228ha を拡張、汚水雨水共 2,550ha
	14 年	6月	長田浄化センター4/11 系列を供用開始（290.76ha） 長田処理区、用宗汚水中継ポンプ場供用開始
	14 年	7月	安倍川大下水路（葵区南安倍二丁目）ろ過スクリーン完成

②清水区

昭和	29 年	12 月	日本下水道協会に下水道の計画設置を依頼
	30 年	11 月	公共下水道事業認可　494.8ha
	31 年	4月	下水道事業に着手
	32 年	9月	都市計画下水道の計画並びに事業決定 ・総面積 494.8ha（中央 79.6ha 江尻北部 103.3ha 江尻南部 94.9ha 清水 217.0ha）
	33 年	3月	中央ポンプ場（現 築地ポンプ場）供用開始
	35 年	3月	下水道条例制定
	35 年	4月	下水道使用料の徴収開始
	38 年	3月	下水道条例改正
	38 年	11 月	清水市公共下水道第１回変更認可 ・江尻南部及び江尻北部排水区域の変更、江尻北部排水区の管系統の変更及び江尻ポンプ場の計画
	40 年	3月	都市計画下水道の変更 ・江尻ポンプ場の位置の変更及びそれに伴う管渠延長・吐口の変更

昭和	41年	3月	都市計画下水道の変更 ・江尻ポンプ場の変更及びそれに伴う管渠吐口の位置変更
	41年	5月	下水道江尻ポンプ場（現 愛染ポンプ場）供用開始
	41年	11月	清水市公共下水道第２回変更認可 ・処理場予定位置の変更及び中級処理を高級処理に変更、江尻ポンプ場位置の変更
	43年	2月	下水道終末処理場施設築造に着手
	44年	9月	下水道料金等審議会条例制定
	44年	12月	下水道条例改正（受益者負担金徴収）
	45年	2月	清水市公共下水道第３回変更認可 ・清水排水区の変更、入江排水区に浜田ポンプ場を追加、江尻北部排水区の区域追加、江尻南部排水区の分水人孔の廃止及び一部区域の削除、人口密度の表現の変更、計画単位汚水量の変更
	45年	4月	下水道事業受益者負担金徴収条例施行 下水道使用料改正
	46年	12月	小金都市下水路（旧蒲原町）都市計画決定 楠新田都市下水路の都市計画決定
	47年	1月	小金都市下水路（旧蒲原町）事業認可
	47年	3月	清水市基本構想策定 清水市公共下水道第４回変更認可 ・清水地区の清開ポンプ場位置の変更、清開ポンプ場位置の変更による幹線ルートの一部変更、処理区及び各施設の名称変更 下水道条例改正（使用料の改正）
	47年	4月	下水道排水設備指定工事業者発足 南部終末処理場供用開始
	47年	10月	楠新田都市下水路事業認可
	48年	6月	三保都市下水路計画並びに事業決定
	48年	7月	清開ポンプ場供用開始
	48年	11月	三保都市下水路事業認可
	49年	11月	三保都市下水路計画決定の変更
	50年	2月	清水市公共下水道（北部処理区）計画並びに事業決定 清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更
	50年	4月	南部終末処理場を南部浄化センターに名称変更
	50年	5月	清水市公共下水道第５回変更認可 ・北部処理区の追加、北部終末処理場の新設、雨水流出量算定公式 ・愛染ポンプ場の拡張 ・南部処理区の一部追加
	50年	10月	弥生都市下水路計画並びに事業決定
	50年	12月	下水道条例改正
	51年	4月	三保都市下水路計画決定の変更
	51年	5月	三保都市下水路第１次認可変更
	51年	8月	捨川都市下水路計画並びに事業決定
	51年	11月	捨川都市下水路事業認可
	51年	12月	清水市公共下水道第６回変更認可 ・北部処理場の配置変更 北部終末処理場建設に着手（日本下水道事業団委託）

昭和	52 年	4月	浜田ポンプ場雨水一部供用開始
	52 年	6月	下水道条例（水質規制の強化）
	52 年	11 月	愛染ポンプ場増設工事着手
	53 年	4月	折戸都市下水路の計画並びに事業決定
	55 年	1月	清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更 清水市公共下水道（北部処理区）計画決定の変更 村松都市下水路の計画並びに事業決定
	55 年	2月	村松都市下水路事業認可
	55 年	4月	清水市公共下水道第７回変更認可 ・下水道排除方式の一部変更、希釈倍率の変更 ・築地、浜田、清開、愛染ポンプ場及び南部終末処理場の拡張 ・雨水流出量算定公式の変更 ・幹線管渠の配置、構造及び能力の変更、雨水吐口の配置変更 ・宮加三地区の追加変更
	55 年	7月	三保ポンプ場（雨水）供用開始
	55 年	9月	第２次清水市基本構想策定
	56 年	2月	駒越都市下水路事業認可
	56 年	3月	三保都市下水路第２次変更認可 北部終末処理場完成
	56 年	4月	南部処理場新系建設着手
	56 年	7月	駒越都市下水路計画並びに事業決定
	56 年	8月	駒越都市下水路第１次変更認可
	56 年	11 月	北部処理場供用開始
	57 年	3月	清水市公共下水道第８回変更認可 ・南部終末処理場汚泥処理のフローの変更、汚泥脱水機の能力変更、水処理上部施設の追加
	57 年	11 月	八木間都市下水路計画並びに事業決定 八木間都市下水路事業認可
	58 年	7月	村松都市下水路第１回変更認可 清水市公共下水道第９回変更認可 ・南部処理区の分合流区域の系統分離、宮加三ポンプ場計画（分流汚水専用）合流区域増補幹線の見直し、浜田、清開、築地ポンプ場の変更、北部終末処理場の脱水機の仕様変更
	58 年	8月	清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更（用途地域変更　南部処理区 918ha） 清水市公共下水道（北部処理区）計画決定の変更（用途地域変更　北部処理区 495ha）
	58 年	12 月	庵原都市下水路事業認可
	59 年	4月	企業会計へ移行
	59 年	9月	宮田都市下水路（旧蒲原町）都市計画決定 蟹沢都市下水路（旧由比町）都市計画決定
	59 年	11 月	宮田都市下水路（旧蒲原町）事業認可
	59 年	12 月	蟹沢都市下水路（旧由比町）事業認可
	60 年	4月	施設管理事務所設置
	60 年	10 月	清水市公共下水道第 10 回変更認可 ・南部終末処理場水処理散気装置の使用変更、ブロワー設備自家発電設備の容量変更 ・浜田宮加三幹線のルート変更に伴う一部管渠系統の変更 ・宮加三ポンプ場の変更 清水市公共下水道（南部処理区）の計画決定の変更

昭和	62 年	3月	駒越都市下水路第２次変更認可
	62 年	4月	折戸（雨水）ポンプ場、宮加三ポンプ場、南部終末処理場新系供用開始
	62 年	7月	駒越都市下水路の計画決定の変更
	62 年	8月	駒越都市下水路第３次変更認可
	62 年	12 月	八木間都市下水路の計画決定の変更
	63 年	3月	三保都市下水路第３次変更認可 諏訪都市下水路（旧蒲原町）都市計画決定 庵原都市下水路第１次変更認可 下八木間北都市下水路の計画決定
	63 年	5月	清水海岸コースタル・コミュニティ・ゾーン（CCZ）整備計画（建設省認定）
	63 年	10 月	第３次清水市総合計画基本構想の策定
	63 年	11 月	諏訪都市下水路（旧蒲原町）事業認可
	63 年	12 月	静清流域下水道の都市計画決定
平成	元年	3月	下水道条例改正
	元年	6月	清水市公共下水道（静清処理区）の計画決定
	元年	8月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画認可　面積 373.4ha
	元年	9月	第３次清水市総合計画基本計画策定
	元年	10 月	興津中町都市下水路の都市計画決定 清水市公共下水道（南部処理区）の都市計画変更（CCZ 関連特環）
	元年	12 月	清水市公共下水道第 11 回変更認可 ・南部処理区、北部処理区の区域を追加、計画諸元の変更
	4年	3月	静清流域下水道の計画決定の変更
	5年	12 月	清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更 清水市公共下水道（北部処理区）計画決定の変更 清水市公共下水道（静清処理区）計画決定の変更 村松都市下水路計画決定の変更（廃止）
	6年	1月	静清流域下水道計画決定の変更 庵原都市下水路第２次変更認可
	6年	4月	市長部局から企業局へ
	7年	1月	三保都市下水路の計画決定の変更 駒越都市下水路の計画決定の変更（廃止） 折戸都市下水路の計画決定の変更（廃止） 清水市公共下水道（南部処理区）計画決定の変更
	7年	3月	三保特環区域供用開始 清水市公共下水道第１２回変更認可 ・南部処理区区域の追加　折戸ポンプ場計画
	7年	4月	流域下水道担当を下水道建設課から下水道管理課へ移設
	7年	10 月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第１回変更認可 ・静清処理区 397.9ha の拡張　処理区域の追加
	9年	6月	静清浄化センター供用開始（307.9ha）
	10 年	1月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第２回変更認可 ・全体計画目標年次、人口フレーム及び原単位等の見直しに伴う変更
	10 年	4月	折戸（汚水）ポンプ場供用開始
	11 年	3月	清水市公共下水道（静清処理区）計画決定の変更

平成	12年	4月	静清流域関連清水市公共下水道事業計画第3回変更認可 ・静清処理区 670.3ha を拡張　処理区域の追加
	13年	3月	清水市公共下水道第 13 回変更認可
	13年	4月	部の名称が企業部から企業局に変更

③静岡市

平成	15年	4月	合併により新静岡市誕生
	15年	8月	静岡市公共下水道計画第 19 回変更認可 ・中島処理区　服織地区 228ha、長田処理区　用宗地区 15ha を拡張
	15年	10月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第4回変更認可 ・静清処理区の雨水 184.8ha を拡張
	16年	2月	中島浄化センター風力発電施設による電力供給開始
	16年	5月	中島浄化センター水処理施設上部に中島人工芝多目的スポーツグラウンド完成
	17年	3月	静岡市公共下水道全体計画（汚水）の策定 静岡市合流式下水道緊急改善計画の策定
	17年	4月	全国で 14 番目の政令市となる
	17年	8月	高松浄化センターから中島浄化センター汚泥集約施設への汚泥圧送開始
	17年	11月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・旧2市で処理区毎に都市計画決定していたものを一本化、名称を全処理区一括で「静岡市公共下水道」とする ・一本化に伴う幹線名称の変更及び処理場名称を浄化センターに統一 ・三保地区の排水区域拡大及び三保ポンプ場（汚水）の追加 ・排除面積 1,000ha 未満の管渠の削除と起終点の変更
	18年	2月	静岡市浸水対策推進プラン策定 静岡市公共下水道事業計画第 20 回変更認可 ・中島処理区 6.5ha を静清処理区へ変更　　南部処理区 351.1ha を静清処理区へ変更 静清処理区 3.6ha を北部処理区へ変更 ・南部処理区の汚水区域 118.4ha（内訳：三保地区 97.3ha、駒越地区 21.1ha）及び雨水区域 150.2ha（内訳：三保地区 129.1ha、駒越・折戸地区 21.1ha）を追加 ・三保地区の排水区域拡大に伴う、三保（汚水）ポンプ場の追加 ・浄化センターの処理系列変更（中島 8→7、長田 11→10） ・計画放流水質設定 ・合流改善計画（スクリーン、貯留施設、雨天時活性汚泥法）
	18年	3月	下水道条例改正（下水道使用料の一元化　平成 18 年 6 月 1 日施行） 静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第5回変更認可 ・中島処理区 6.5ha を静清処理区へ変更　　南部処理区 351.1ha を静清処理区へ変更 静清処理区 3.6ha を北部処理区へ変更 蒲原町と合併 第1次静岡市下水道事業中期経営計画策定 静岡市再構築基本計画（管きょ）の策定
	19年	8月	城北処理区№1（葵区上足洗一丁目）ろ過スクリーン完成
	20年	2月	静岡市下水道地震対策緊急整備計画の策定
	20年	3月	高松処理区№10（駿河区小黒二丁目）ろ過スクリーン完成 静岡市再構築基本計画（施設）の策定

平成	20 年	4月	清水北部処理区№.1（清水区本郷町）ろ過スクリーン完成 静岡市公共下水道事業計画第 21 回変更認可 ・（城北処理区）城北排水区 604ha を城北 494.6ha、大岩 92.8ha、唐瀬第一 16.6ha に分割（雨水） ・（長田処理区）広野排水区 47.8ha の追加（雨水） ・（南部処理区）折戸排水区 114ha を折戸第一 53.2ha、折戸第二 60.8ha に分割（雨水）
	20 年	11 月	由比町と合併
	21 年	1月	城北処理区№.2（葵区上足洗二丁目）ろ過スクリーン完成
	21 年	2月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大　　約 8,085ha⇒約 9,573ha（約 1,488ha 追加） ・楠新田都市下水路の廃止（L=約 916m、排水区域=41ha） ・捨川都市下水路の廃止（L=約 1,080m、排水区域=168ha） ・弥生都市下水路の廃止（排水区域=13ha）
	21 年	3月	高松処理区№.3（駿河区馬渕一丁目）ろ過スクリーン完成 高松処理区№.9（駿河区稲川２丁目）ろ過スクリーン完成 清水北部浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成
	21 年	4月	大谷地区の排水区域 45.3ha の浸水対策として大谷雨水ポンプ場の供用を開始
	22 年	2月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第6回変更認可 ・静清処理区 241.5ha の拡張 静岡市合流式下水道緊急改善計画変更
	22 年	3月	静岡市下水道ビジョン、第２次静岡市下水道事業中期経営計画（H22～26）策定 静岡市公共下水道事業計画第 22 回変更認可 ・（城北処理区）城北排水区_唐瀬１号雨水幹線のルート変更 ・（長田処理区）下川原排水区_雨水貯留管の位置付け 高橋三丁目地区下水道浸水被害軽減総合計画策定 押切・石川新町地区下水道浸水被害軽減総合計画策定 巴川流域水害対策計画策定 清水南部浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成 三保地区の汚水専用ポンプ場として三保汚水ポンプ場の供用開始 清開ポンプ場自家発電設備棟建設 高松処理区№.2（駿河区新川一丁目）ろ過スクリーン完成
	22 年	12 月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場の追加 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場放流幹線の追加
	23 年	1月	静清流域関連静岡市公共下水道事業計画第7回変更認可 ・（静清処理区）排水区 354.6ha の拡張 ・高橋、渋川、能島、長崎新田雨水ポンプ場の追加
	23 年	3月	静岡市下水道における地球温暖化防止実行計画策定 静岡市公共下水道事業計画第 23 回変更認可 ・合流式下水道緊急改善計画の位置付け ・（中島処理区）中島浄化センター固形燃料化方式の採用 ・（長田処理区）下川原排水区雨水貯留管のルート変更
	24 年	3月	静岡市合流式下水道緊急改善計画変更 巴川流域（都市浸水想定区域）内水ハザードマップの作成・公表
	24 年	4月	寺田雨水ポンプ所　供用開始
	25 年	3月	静岡市下水道総合地震対策計画の策定 下川原地区内水ハザードマップの作成・公表

平成	25 年	4月	静岡市公共下水道都市計画決定の変更 ・静清浄化センターおよび南部幹線、北部幹線、静清浄化センター放流幹線の追加 静岡市公共下水道事業計画第 24 回変更 ・静清処理区の追加（流域関連公共下水道→公共下水道） ・静岡市合流式下水道緊急改善計画変更 ・既設雨水排水施設の位置付け（西大谷雨水幹線、大谷雨水ポンプ場） ・静清処理区（雨水）の内容変更（高橋雨水ポンプ場施設配置、入江、清水、大沢排水区域） 静清浄化センター　静岡県より移管 花の木雨水ポンプ所　建設局より移管
	25 年	7月	丸子芹が谷雨水ポンプ所　供用開始
	25 年	11 月	城北浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成
	26 年	3月	静岡市公共下水道再構築基本計画（管路）策定 静岡市下水道施設津波対策計画策定
	26 年	12 月	高松浄化センター雨天時活性汚泥法（3W法）設備完成
	27 年	3月	静岡市公共下水道事業計画第 25 回変更 ・主要な管きょの配置、構造、能力の変更 ・処理施設の能力（処理方法）の変更 静岡市下水道再構築基本計画の策定 しずおか水ビジョン策定 静岡市上下水道事業第３次中期経営計画（H27～30）策定 巴川流域その２（都市浸水想定区域外）内水ハザードマップの作成・公表
	27 年	7月	静岡市浸水対策推進プラン改訂
	28 年	2月	静岡駅北・駅南地区内水ハザードマップの作成・公表
	28 年	3月	下川原雨水貯留管　完成
	28 年	5月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大等 （汚水）約 9,901ha⇒約 9,932ha（約 32ha 追加、約 1ha 除外） （雨水）約 9,573ha⇒約 9,601ha（約 28ha 追加、約 1ha 除外）
	29 年	1月	しずおか水ビジョンが、内閣官房水循環政策本部から「流域水循環計画」の１つとして認定される。 中島浄化センター汚泥燃料化施設　完成
	29 年	3月	長田地区内水ハザードマップの作成・公表 静岡市公共下水道事業計画第 26 回変更 ・計画目標年次の変更（事業計画完成年度を３年間延伸し平成 34 年度とする） ・主要な管きょの配置、能力の変更、点検方法及び頻度等の追加 ・事業計画区域の変更（浜川排水区 136.0ha⇒135.4ha） ・排水区の分割及び排水区の名称追加（大谷川右岸第一排水区から豊田排水区を分割） ・汚泥処理施設の統廃合（清水南部浄化センター⇒静清浄化センター） ・計画諸元の変更（計画人口、計画汚水量など）
	29 年	11 月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（恩田原・片山地区） （汚水）約 9,932ha⇒約 9,972ha（約 40ha 追加） （雨水）約 9,601ha⇒約 9,640ha（約 40ha 追加）
	29 年	12 月	汚水処理施設の整備区域を見直し、静岡市汚水処理計画を策定
	30 年	3月	清水区南部地区内水ハザードマップの作成・公表 静岡市公共下水道事業計画第 27 回変更 ・事業計画区域の変更（中島処理区 2600.9ha⇒2640.6ha） ・計画諸元の変更（計画人口、計画汚水量等）
	31 年	2月	清水区北部地区内水ハザードマップの作成・公表

平成	31 年	3月	静岡市公共下水道事業計画第 28 回変更 ・幹線管渠の変更（巴川右岸雨水 2-1 号幹線） 上下水道事業経営戦略（下水道編）（R1～R12）の策定 第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画（R1～R4）の策定 静岡市浸水対策推進プランの改訂
令和	元年	11 月	静岡市公共下水道事業計画第 29 回変更 ・幹線管渠の変更（唐瀬 1 号雨水幹線）
	2年	3月	蒲原・由比地区内水ハザードマップの作成・公表 籠上・服織地区内水ハザードマップの作成・公表
	2年	4月	送受泥施設（清水南部浄化センター⇒静清浄化センター）供用開始
	2年	8月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（飯田庵原地区） （汚水）約 9,972ha⇒約 10,034ha（約 62ha 追加） ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場　吐き口位置） 静岡市公共下水道事業計画第 30 回変更 ・事業計画区域の変更（静清処理区 2902.6ha⇒2921.3ha） ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場　吐き口位置等）
	3年	3月	第4次静岡市上下水道事業中期経営計画（R1～R4）の改定 葵区・駿河区・清水区内水ハザードマップの作成・更新・公表 （従来のハザードマップを統合）
	4年	2月	静岡市公共下水道事業計画第 31 回変更 ・事業計画区域の変更（旧巴川右岸第２排水区：18.5ha 追加） ・雨水幹線の変更（清水雨水１号幹線　吐き口位置等） ・雨水ポンプ場の変更（能島雨水ポンプ場　ポンプ構造等） ・汚水ポンプ場の変更（清開ポンプ場　ポンプ構造） ・下水道法の改正に伴う、樋門等の点検頻度等
	4年	3月	静岡市公共下水道再構築基本計画の策定
	4年	4月	静岡都市計画下水道の変更 ・静岡市公共下水道排水区域の拡大（宮川・水上地区） （汚水）約 10,034ha⇒約 10,090ha（56.2ha 追加） （雨水）約 9,640ha⇒約 9,696ha（56.2ha 追加）
	4年	7月	高橋雨水ポンプ場　供用開始
	4年	12 月	静岡都市計画下水道の変更 ・幹線管渠の一部廃止と終点の変更 ・宮加三ポンプ場の廃止
	5年	1月	静岡市公共下水道事業計画第 32 回変更 ・南部処理区 220ha を静清処理区へ編入 ・宮加三ポンプ場の廃止（予定） ・幹線管渠の一部廃止と終点の変更 ・計画放流量の見直し及び変更 ・処理能力の変更（浄化センター、汚水ポンプ場） ・区域区分の変更に伴う区域変更の反映 ・雨水ポンプ場の変更（渋川雨水ポンプ場ポンプ構造、高橋雨水ポンプ場貯留施設等） ・事業期間の延伸（令和５年３月 31 日⇒令和 11 年３月 31 日）
		3月	上下水道事業経営戦略（下水道編）の改定 第５次静岡市上下水道事業中期経営計画（R5～R8）の策定
	6年	3月	静岡市公共下水道事業計画第 33 回変更 ・事業計画区域の変更（宮川、水上地区：56.2ha 追加） ・汚水幹線の変更（大谷１号幹線　一部布設替え） ・廃止予定である宮加三ポンプ場の敷地面積変更

	7年	1月 3月 5月	静岡市上下水道耐震化計画（上下水道）の策定 浸水センサを市内 117 箇所に設置 巴川浸水情報システムで浸水センサの情報を公開開始
	8年	6月	下水道使用料改定

Ⅲ　公共下水道計画の概要

（1）全体計画（目標年次は令和12年）

①汚水計画

下水道区　分	処理区名	面積（ha）	人口（人）	計画汚水量			排除方式
				日平均（m^3／日）	日最大（m^3／日）	時間最大（m^3／日）	
単独公共下水道（内特環）	高　松	705.0	60,700	32,100	38,500	55,100	合流式
	城　北	984.0	70,400	29,500	35,500	50,600	合：126.5ha 分：857.5ha
	南　部 （内特環）	947.0 （70.9）	35,900 （44）	18,900	22,000	33,500	合：278.2ha 分：668.8ha
	北　部	498.6	17,100	9,600	11,100	17,100	合：97.6ha 分：401.0ha
	中　島	2,725.9	156,500	73,700	87,300	128,500	分流式
	長　田	1,046.0	57,500	25,100	30,000	43,300	分流式
	静清（静岡地区）	836.7	42,600	82,000	96,500	143,500	分流式
	静清（清水地区）	2,407.6	127,900				
計		10,150.8	568,600	270,900	320,900	471,600	合：1,207.3ha 分：8,943.5ha

②浄化センター計画

下水道区　分	浄化センター名	所在地	敷地面積（m^2）	処理方法（合流改善対策）	計画処理能力	
					日最大（m^3／日）	雨天時最大（m^3／日）
単独公共下水道	高　松	駿河区 登呂五丁目	43,600	標準活性汚泥法 （雨天時活性汚泥法）	38,500	516,000
	城　北	葵区 加藤島	59,300	標準活性汚泥法 （雨天時活性汚泥法）	35,500	280,800
	清水南部	清水区 清開三丁目	26,400	標準活性汚泥法 （雨天時活性汚泥法）	22,000	185,760
	清水北部	清水区 横砂	25,500	標準活性汚泥法 （雨天時活性汚泥法）	11,100	122,600
	中　島	駿河区 中島	160,800	標準活性汚泥法	87,300	―
	長　田	駿河区 下川原南	34,600	標準活性汚泥法	30,500	―
	静　清	清水区 清開一丁目	41,200	標準活性汚泥法	96,500	―

③汚水ポンプ場計画

ポンプ場名	所在地	敷地面積（m^2）	処理区名	揚水量（m^3／min）		排水面積（ha）	備考
				合流（晴／雨）	分流		
西大谷	駿河区西大谷	1,150	中島	—	4.02	265.7	
小　鹿	駿河区小鹿	960	中島	—	12.00	455.4	
用　宗	駿河区用宗一丁目	1,820	長田	—	4.98	213.2	
築　地	清水区築地町	3,450	南部	8.40／815	—	186.3	一部合流地区
浜　田	清水区千歳町	4,920	南部	1.20／353	—	26.3	合流地区
清　開	清水区清開二丁目	8,040	南部	3.66／683	—	76.7	合流地区
宮加三	清水区宮加三	5,030	南部	—	5.64	247	廃止予定
折　戸	清水区折戸一丁目	3,500	南部	—	11.16	255.8	
三　保	清水区三保	4,060	南部	—	4.44	352.6	
愛　染	清水区愛染町	4,890	北部	3.84／777	—	121.7	一部合流地区

④雨水ポンプ施設計画

1）雨水ポンプ場

ポンプ場名	所在地	敷地面積（m^2）	排水区名	排水量（m^3／min）	排水面積（ha）
中　島	駿河区中島	14,000	土場川	1,529	172
下川原	駿河区下川原南	7,700	下川原	1,931	223
大　谷	駿河区大谷	352	旧大谷川	90	7
折　戸	清水区折戸一丁目	3,500	駒越第２	473	41
三　保	清水区三保	4,060	三保第１、三保第２	937	96
渋　川	清水区渋川一丁目	1,400	巴川右岸第２	276	27
能　島	清水区北脇新田、押切	2,100	巴川左岸第４	619	71
長崎新田	清水区長崎新田	2,000	四方沢川	266	25
高　橋	清水区高橋三丁目	5,300	山原川右岸、山原川左岸	2,160	226

2）雨水ポンプ所※

ポンプ所名	所在地	排水区名	排水量（m^3／min）	排水面積（ha）
寺　田	駿河区寺田	丸子西	132	20
花の木	清水区永楽町	巴川左岸第５	210	20
丸子芹が谷	駿河区丸子芹が谷町	丸子西	167	19

※沈砂池を設けない形式かつ除じん機は簡易的なもので、電気室など一部施設が建物に囲まれているもの

⑤雨水計画

地区	排水区	対象区域（ha）
静岡地区	61	6,535
清水地区	60	3,605
合計	121	10,140

（2）事業計画（目標年次は令和10年）

①汚水計画

最終事業計画変更：令和５年度

処理区名	面　積 （ha）	人　口 （人）	計画汚水量			排除方式
			日平均 （m^3／日）	日最大 （m^3／日）	時間最大 （m^3／日）	
高　松	705.0	61,500	119,600	126,000	142,800	合流式
城　北	984.0	71,300	29,900	36,000	51,200	合：126.5ha 分：857.5ha
南　部 （内特環）	767.9 （30.9）	33,700 （44）	16,200	19,100	28,400	合：278.2ha 分：489.7ha
北　部	444.2	16,000	9,000	10,400	16,000	合：97.6ha 分：346.6ha
中　島	2,696.8	158,400	74,500	88,300	129,900	分流式
長　田	1,046.0	58,300	25,500	30,400	43,900	分流式
静清（静岡地区）	836.7	45,500	80,800	95,200	141,300	分流式
静清（清水地区）	2,304.6	123,500				
計	9,785.2	568,200	355,500	405,400	553,500	合：1,207.3ha 分：8,577.9ha

②浄化センター

浄化 センター名	処理方法 （合流改善対策）	計画処理能力		放流先	備考
		日最大 （m^3／日）	雨天時最大 （m^3／日）		
高　松	高速エアレーション 沈殿法 標準活性汚泥法 （雨天時活性汚泥法）	167,300	516,000	浜川	S35.11 一次処理開始（簡易処理） S47. 4 二次処理開始 （高速エアレーション） S54. 3 標準活性汚泥法処理開始
城　北	標準活性汚泥法 （雨天時活性汚泥法）	54,000	280,800	巴川	S52. 4 処理開始
清水南部	標準活性汚泥法 （雨天時活性汚泥法）	35,500	185,760	清水港	S47.4 処理開始（旧系） S62.4 処理開始（新系）
清水北部	標準活性汚泥法 （雨天時活性汚泥法）	15,100	122,600	清水港	S56.11 処理開始
中　島	標準活性汚泥法	101,200	－	安倍川	S60.10 処理開始
長　田	標準活性汚泥法	30,500	－	丸子川	H14. 6 処理開始
静　清	標準活性汚泥法	96,500	－	巴川	H9.6 処理開始

③汚水ポンプ場計画

ポンプ場名	処理区名	揚水量（m^3／min）		排水面積（ha）	備　　考
		晴天時最大	雨天時最大		
西大谷	中島	5.52	－	265.7	H3.3 供用開始
小　鹿	中島	12.12	－	455.4	H2.3 供用開始
用　宗	長田	5.04	－	213.2	H14.6 供用開始
築　地	南部	8.34	883.00	186.3	一部合流地区 S33.3 供用開始 H2.3 供用開始（建替）
浜　田	南部	1.2	363.00	26.3	合流地区 S52.4 供用開始
清　開	南部	3.66	730.00	76.7	合流地区 S48.7 供用開始
宮加三	南部	5.76	－	247	S62.4 供用開始（廃止予定）
折　戸	南部	9.18	－	255.8	H10.4 供用開始
三　保	南部	2.46	－	352.6	H22.3 供用開始
愛　染	北部	3.9	847.00	121.7	一部合流地区 S41.5 供用開始 S55.3 供用開始（建替）

④雨水ポンプ施設計画

1）雨水ポンプ場

ポンプ場名	排水区名	排水量（m^3／min）	排水面積（ha）	備　　考
中　島	土場川	1,529	172	S57.12 供用開始
下川原	下川原	1,931	223	H11.4 供用開始
大谷	旧大谷川	90	7	H21.4 大谷区画整理より譲渡
折　戸	駒越第２	473	41	S62.4 供用開始
三　保	三保第１	937	96	S55.7 供用開始
渋　川	巴川右岸第２	276	27	未供用
能　島	巴川左岸第４	619	53	未供用
長崎新田	四方沢川	266	25	未供用
高　橋	山原川左岸	1,555	196	R4.7 供用開始

2）雨水ポンプ所

ポンプ所名	排水区名	排水量（m^3／min）	排水面積（ha）	備　　考
寺田	丸子西	132	20	H24.4 供用開始
花の木	巴川左岸第５	210	20	H25.4 建設局より移管
丸子芹が谷	丸子西	167	19	H25.7 供用開始

⑤雨水計画

排水区名	排水面積（ha）	雨水きょ延長（m）	備考	排水区名	排水面積（ha）	雨水きょ延長（m）	備考
●単独公共下水道【静岡地区】				丸子川上流	67.0	—	
城北	494.6	9,350		丸子常盤	27.0	230	
大岩	92.8	1,960		丸子西	34.0	—	
唐瀬第一	16.6	490		小豆川	86.0	—	
沓谷	192.3	4,520		広野	47.8	1,330	
麻機	95.0	130		大谷川右岸第２	115.3	3,790	
土場川	171.6	2,590		川合	46.7	1,430	
中央大	232.0	7,650		吉田川第２	6.5	—	
浜川	135.4	1,140		●単独公共下水道【清水地区】			
高松第二	246.0	5,410		中央	53.5	—	
中田	115.0	5,070		宮加三	88.0	240	
大谷川右岸第１	412.9	9,700		村松	90.0	2,010	
豊田	71.1	770		宮加三南	62.4	70	
大谷川左岸第１	468.4	2,830		駒越西第一	34.3	810	
吉田川第１	98.5	1,150		駒越第一	18.7	—	
旧大谷川	42.6	600		駒越第二	50.5	650	
伝馬町新田北	155.0	4,520		駒越第三	42.9	480	
伝馬町新田南	188.0	6,310		折戸第一	53.2	860	
的場	25.0	260		折戸第二	60.8	2,650	
久住谷川右岸第１	4.0	—		三保第一	87.3	1,430	
久住谷川右岸第２	19.0	—		三保第二	21.7	350	
久住谷川左岸	4.0	—		三保第四	20.1	—	
大門川上流	5.0	—		江尻北部	24.8	—	
大門川右岸	10.0	—		袖師	210.5	2,760	
大門川左岸	20.0	—		横砂	61.5	870	
柿田	32.0	330		西久保	41.0	970	
羽鳥	51.0	500		入江	92.0	170	
千代	35.0	540		浜田	20.7	—	
山崎	23.0	—		清水	96.7	1,720	
深谷	48.0	—		大沢	49.1	1,200	
向敷地	85.0	3,410		矢部	92.6	140	
鎌田	109.0	3,290		巴川左岸第４	52.5	810	
上川原	71.0	2,040		巴川左岸第５	20.3	480	
下川原	284.0	6,270		巴川右岸第２	61.8	1,260	
小坂	1.0	—		旧巴川右岸第２	18.5	590	
青木	46.0	1,200		山原川左岸	199.5	3,500	
小坂川左岸	67.0	600		四方沢川	24.5	510	
用宗第一	28.0	660					
用宗第二	33.0	150					
用宗第三	5.0	—					
石部	9.0	—					
				計	6,421.5	114,750	

（3）処理区別整備状況（令和７年度末）

①管きょ

種別	年度	高松	城北	南部	北部	中島	長田	静清		由比	蒲原	計
								静岡	清水			
整備区域面積（ha）	R5 年度	704	925	822	349	2,589	929	824	1,944	－	－	9,087
	R6 年度	704	925	823	349	2,598	931	824	1,951	－	－	9,108
	R7 年度	704	925	823	349	2,605	931	824	1,959	－	－	9,121
事業計画に対する整備率		99.9%	94.0%	107.2%	78.7%	96.6%	89.0%	98.5%	84.3%	－	－	93.2%
処理区域面積（ha）	R5 年度	704	925	819	349	2,585	920	824	1,935	－	－	9,061
	R6 年度	704	925	820	349	2,592	922	824	1,944	－	－	9,081
	R7 年度	704	925	823	349	2,598	922	824	1,947	－	－	9,094
事業計画に対する整備率		99.9%	94.0%	107.2%	78.6%	96.3%	88.2%	98.5%	84.0%	－	－	92.9%
処理区域人口（人）（外国人含む）	R5 年度	65,033	73,618	40,657	17,677	168,958	59,585	47,942	123,302	－	－	596,772
	R6 年度	64,891	73,491	40,255	17,476	168,819	58,839	47,548	122,206	－	－	593,525
	R7 年度	64,620	73,212	40,132	17,214	168,513	58,346	47,361	122,250	－	－	591,648
※管きょ布設延長（km）	R5 年度	241.5	271.5	359.1	96.4	668.2	278.1	195.6	412.8	0.8	1.4	2,525.4
	R6 年度	241.4	271.5	359.5	96.4	671.0	278.3	195.6	415.2	0.8	1.4	2,531.1
	R7 年度	241.5	271.6	359.5	96.5	672.5	278.4	195.6	416.5	0.8	1.4	2,534.2

※建設課及び維持課施工の汚水雨水、受贈、除却全てを含み他部局施工分は除く

②浄化センター

種別			高松		城北	清水南部	清水北部	中島	長田	静清
			高速エアロ	標準法						
処理能力	晴天時日最大（m^3／日）		90,700	100,800	54,000	45,600	15,100	101,200	25,620	83,750
			191,500							
	雨天時日最大（m^3／日）		300,000	300,000	280,800	171,200	102,500	—	—	—
			600,000							
処理系列	全体計画	系列	—		3 系列	2 系列	2 系列	6 系列	8 系列	6 系列
	事業計画	系列	—		3系列	3 系列※	2 系列	6 系列	8 系列	6 系列
	供用済	系列	—		3系列	3 系列※	2系列	6系列	6 系列	5系列

※R9 宮加三ポンプ場の静清浄化センターへの編入に伴い、旧系列を廃止予定

③汚水ポンプ場

		西大谷	小鹿	用宗	築地	浜田	清開	宮加三	折戸	三保	愛染
能力	汚水（m^3／min）	13.5	21.0	9.2	68.0	44.0	140.6	64.0	14.0	7.2	70.0
	雨水（m^3／min）				700	390	700				956
備考					合流	合流	合流				合流

※予備機含む

④雨水ポンプ場

1）雨水ポンプ場

	中島	下川原	大谷	折戸	三保	高橋
現排水能力（m^3／min）	1,722	2,000	90	576	721	1,620
ポンプ台数（既設／計画）	8／8 台	6／6 台	3／3 台	4／4 台	3／4 台	3／4 台

※大谷雨水ポンプ場は、H21.4.1 大谷区画整理より譲渡

2）雨水ポンプ所

	寺田	花の木	丸子芹が谷
現排水能力（m^3／min）	151	160	167
ポンプ台数（既設／計画）	2／2 台	2／2 台	2／2 台

⑤雨水（合流区域含む）

	排水区名	排水面積（ha）	整備面積（ha）	整備延長（km）	備考
静岡地区	高松第一	—	—	—	705.0ha 合流区域除く
	城北	494.6	179.7	4.89	124.0ha 合流区域除く
	大岩	92.8	26.2	0.53	
	唐瀬第一	16.6	16.6	0.13	
	沓谷	192.3	113.4	4.92	
	麻機	95.0	50.6	—	
	土場川	171.6	83.3	1.77	
	中央大	232.0	166.0	5.24	
	浜川	135.4	113.2	—	
	高松第二	246.0	173.8	6.26	
	中田	115.0	87.5	3.28	
	大谷川右岸第一	412.9	363.7	7.74	
	豊田	71.1	57.9	1.08	
	大谷川左岸第一	468.4	79.0	0.37	
	吉田川第一	98.5	53.5	0.45	
	旧大谷川	42.6	31.0	1.40	
	伝馬町新田北	155.0	70.1	1.09	
	伝馬町新田南	188.0	82.9	3.53	
	新間谷川右岸第一	—	—	—	
	新間谷川右岸第二	—	—	—	
	新間谷川右岸第三	—	—	—	
	新間谷川左岸第一	—	—	—	
	新間谷川左岸第二	—	—	—	
	新間谷川左岸第三	—	—	—	
	久住谷川右岸第一	4.0	2.8	—	
	久住谷川右岸第二	19.0	8.4	—	
	久住谷川左岸	4.0	4.0	—	
	大門川上流	5.0	4.9	—	
	的場	25.0	1.6	—	
	柿田	32.0	10.2	0.19	
	羽鳥	51.0	12.3	—	
	大門川右岸	10.0	0.0	—	
	大門川左岸	20.0	2.8	—	
	千代	35.0	16.9	1.85	
	山崎	23.0	9.0	—	
	慈悲尾	—	—	—	
	産女	—	—	—	
	牧ヶ谷	—	—	—	
	深谷	48.0	22.4	—	
	丸子川上流	67.0	39.5	—	
	小豆川	86.0	53.5	—	
	丸子常盤	27.0	3.6	—	
	向敷地	85.0	58.3	2.91	
	鎌田	109.0	66.7	1.82	
	上川原	71.0	2.8	1.35	
	下川原	284.0	283.7	1.85	下川原雨水貯留管の延長は除く
	丸子西	34.0	22.0	1.27	
	広野	47.8	1.4	—	
	小坂	1.0	0.0	—	
	青木	46.0	43.4	1.42	
	小坂川左岸	67.0	32.9	0.60	
	用宗第一	28.0	28.0	1.07	
	用宗第二	33.0	29.6	0.99	
	石部	9.0	2.5	—	
	用宗第三	5.0	0.0	—	
	川合	46.7	46.1	0.50	
	大谷川右岸第二	115.3	77.1	0.00	
	大谷川左岸第二	—	—	—	
	吉田川第二	6.5	0.0	0.00	
	長尾川	—	—	—	
	瀬名川	—	—	—	

	排水区名	排水面積（ha）	整備面積（ha）	整備延長（km）	備考
清水地区	江尻南部	—	—	—	268.8ha 合流区域除く
	中央	53.5	53.5	—	
	村松	90.0	37.5	—	
	宮加三南	62.4	62.2	—	
	宮加三	88.0	82.3	0.30	
	駒越西第一	34.3	34.3	0.08	
	駒越西第二	—	—	—	
	駒越第一	18.7	18.7	0.80	
	駒越第二	50.5	50.5	1.52	
	駒越第三	42.9	42.9	1.53	
	折戸第一	53.2	40.7	0.79	
	折戸第二	60.8	0.0	—	
	三保第一	87.3	87.3	1.88	
	三保第二	21.7	21.7	1.88	
	三保第三	—	—	—	
	三保第四	20.1	6.2	—	
	江尻北部	24.8	24.8	—	97.2ha 合流区域除く
	袖師	210.5	135.3	3.40	
	横砂	61.5	32.6	1.43	
	西久保	41.0	1.9	—	
	尾羽	—	—	—	
	草薙川	—	—	—	
	四方沢川	24.5	0.0	—	
	旧巴川右岸第２	18.5	0.0	—	
	巴川右岸第１	—	—	—	
	巴川右岸第２	61.8	0.0	—	
	谷津沢川	—	—	—	
	大沢川左岸第１	—	—	—	
	大沢川左岸第２	—	—	—	
	大沢川左岸第３	—	—	—	
	大沢川左岸第４	—	—	—	
	瀬名新川	—	—	—	
	巴川左岸第１	—	—	—	
	巴川左岸第２	—	—	—	
	巴川左岸第３	—	—	—	
	巴川左岸第４	52.5	45.2	0.09	
	巴川左岸第５	20.3	8.4	—	
	塩田川右岸	—	—	—	
	塩田川左岸	—	—	—	
	塩田川左岸第２	—	—	—	
	山原川	—	—	—	
	山原川右岸	—	—	—	
	山原川左岸	199.5	195.5	0.04	
	入江	92.0	91.6	1.01	
	浜田	20.7	20.7	—	
	清水	96.7	49.8	—	
	大沢	49.1	29.0	0.21	
	矢部	92.6	51.6	—	
	興津川右岸第１	—	—	—	
	興津川右岸第２	—	—	—	
	興津川右岸第３	—	—	—	
	興津川右岸第４	—	—	—	
	興津川右岸第５	—	—	—	
	興津川右岸第６	—	—	—	
	興津江川	—	—	—	
	沢端川	—	—	—	
	波多打川	—	—	—	
	庵原川	—	—	—	
	庵原川右岸	—	—	—	
	山切川右岸第１	—	—	—	
	山切川右岸第２	—	—	—	
	合流区域	1195.0	1195.0	—	
	その他	—	188.6	7.37	都市下水路、他部局施工等
	合計	7616.5	5242.6	80.83	

Ⅳ　施設

（1）浄化センター運転実績（令和７年度）

項目		高松浄化センター	城北浄化センター	中島浄化センター	長田浄化センター	清水南部浄化センター	清水北部浄化センター	静清浄化センター
処理水量（m^3）	年　間	51,607,819	17,096,160	25,181,278	5,756,233	8,504,542	4,784,522	18,670,540
	日平均	141,391	46,839	68,990	15,771	23,300	13,108	51,152
	日最大	245,200	213,000	160,077	28,136	77,283	68,630	124,870
	晴天日最大	195,810	59,620	－	－	30,146	15,010	－
放流水質	ＳＳ	3mg／L	1mg／L	4mg／L	1mg／L 未満	2mg／L	1mg／L	1mg／L 未満
	ＢＯＤ	1.1mg／L	1.7mg／L	3.9mg／L	1.5mg／L	0.5mg／L	1.5mg／L	1.1mg／L
汚泥固形物量	日　量	－	4.1 t	22.7 t	－	－	0.8 t	14.9 t
	年間量	－	1489.2 t	8292.7 t	－	－	287.9 t	5432.5 t
脱水ケーキ発生量	日　量	－	16.0 t	90.7 t	－	－	3.7 t	46.6 t
	年間量	－	5823.1 t	33113.4 t	－	－	1362.0 t	17022.9 t
	含水率	－	76.2%	76.7%	－	－	79.9%	74.4%
焼却灰量（湿灰）	日　量	－	－	0.8 t	－	－	－	－
	年間量	－	－	291.4 t	－	－	－	－
炭化物量	日　量	－	－	2.1 t	－	－	－	－
	年間量	－	－	770.1 t	－	－	－	－
使用電力量（kwh）	日　量	18,907	9,759	50,308	7,217	9,719	6,971	23,347
	年間量	6,901,120	3,561,984	18,362,380	2,634,226	3,547,433	2,544,532	8,521,563

（2）ポンプ場運転実績

項目	中島雨水ポンプ場	下川原雨水ポンプ場	小鹿ポンプ場	西大谷ポンプ場	大谷雨水ポンプ場	用宗ポンプ場	清開ポンプ場
年間雨水排除量（m^3）	8,055,012	525,830	―	―	1,890	―	176,750
年間汚水中継量（m^3）	―	―	2,667,402	1,154,058	―	993,376	2,326,428

項目	築地ポンプ場	浜田ポンプ場	折戸ポンプ場	愛染ポンプ場	宮加三ポンプ場	三保ポンプ場	高橋雨水ポンプ場
年間雨水排除量（m^3）	643,960	167,830	400,128	597,049	―	3,505,799	93,405
年間汚水中継量（m^3）	3,962,560	775,860	1,577,478	2,376,489	1,087,640	648,056	―

Ⅴ　業務

（1）公共下水道普及状況（令和８年３月31日現在）

①汚水

1）面積

	行政区域	市街化区域	事業計画区域	整備区域	処理区域
面積　（ha）	141,193	10,537	9,785	9,121	9,094

2）人口普及率、水洗化率

	行政区域	処理区域	水洗便所設置
戸数　（戸）	―	295,460	273,005
人口※　（人）	665,330	591,648	545,001

人口普及率　（%）	88.9%	（処理区域内の人口／行政区域内の人口）
水洗化率　（%）	92.4%	（水洗便所設置戸数／処理区域内の戸数）

※人口：外国人を含む

3）普及率の推移

（単位：%）

年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
静岡市	静岡地区	91.8	91.9	92.0	92.3	92.4
	清水地区	87.0	87.5	87.7	87.8	88.7
	合計	87.9	88.1	88.3	88.6	88.9

②雨水

1）面積

	行政区域	市街化区域	事業計画区域	整備区域
面積　（ha）	141,183	10,481	7,617	5,274

2）都市浸水対策達成率の推移

（単位：%）

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
静岡市	50.4	50.4	50.5	50.5	50.5

$$\frac{\text{R6末整備面積}}{\text{社会資本整備重点計画整備対象面積}} \times 100 = \frac{5{,}274.0}{10{,}438.0} \times 100 = 50.5\%$$

（※H24 市街化区域）

（２）水洗便所の普及奨励

①水洗便所のＰＲ方法

１）下水道接続推進員８名の戸別訪問による接続指導等

２）下水道接続推進強化期間を設け接続指導

３）未水洗家屋所有者への郵送による文書指導

４）下水道建設工事説明会での啓発

５）上下水道イベント等でのＰＲ

②水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

１）申請の条件　ア　処理区域内（供用開始区域内）において、建物所有者又は占有者であること。
イ　市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
ウ　連帯保証人を有すること。
エ　新築、法人でないこと。

２）取扱金融機関　市内の清水銀行、スルガ銀行、しずおか焼津信用金庫、静清信用金庫、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合

３）融資限度額　工事費の範囲内で 200 万円を限度とする。（１万円単位）

４）融資利率　無利子

５）償還方法　元金均等月賦償還
（12 か月、24 か月、36 か月、48 か月、60 か月の５種類）

③私道への助成制度

１）私道敷地内公共下水道布設制度

次の条件を満たす私道は、公道に準じて上下水道局で下水管を布設する。（維持管理者は上下水道局）

ア　通り抜け道路の場合は、幅員が 2.7m以上であること。

イ　袋小路の場合は、延長が 50m以上で幅員 4.0m以上であること。

ウ　建築基準法第 42 条による道の指定を受けたもの。又は、市を権利者とする地上権を設定することが確実なものであること。

エ　下水道を利用する家屋（公道又は既に下水道が布設されている私道に面する家屋を除く。）が２戸以上、家屋所有者が２人以上であり、全員の同意を得ること。

オ　私道所有者全員の施工承諾を得ること。

カ　下水処理区域となって３年以内であること。

キ　下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

ク　工事完了後３か月以内に切り替え工事を行うこと。

（私道敷地内公共下水道布設申請状況）

年　度	申請件数	延長（m）	管径（㎜）
令和３年度	0	―	―
令和４年度	1	117.49	φ200
令和５年度	0	―	―
令和６年度	1	58.63	φ200
令和７年度	0	―	―

２）私道共同下水管設置費補助金制度

次の条件を満たす私道へ共同下水管を布設するときは、総工事費に対する市の算定額に私道利用者の同意割合を乗じた額を補助金として、予算の範囲内で交付する。（維持管理者は申請者）

ただし、供用開始から３年経過後に申請があった場合は、この補助金の 90%を補助する。

ア　生活の用に供している私道であること。

イ　私道に接する家屋所有者及び土地所有者が２人以上であること。（ただし、家屋所有者１人以上を含む。）

ウ　私道所有者全員の使用承諾を得ること。

エ　市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

オ　工事完了後３か月以内に切り替え工事を行うこと。

（私道共同下水管設置費補助金交付状況）

年度	申請件数	延長（m）	補助金額（千円）
令和３年度	4	141.60	6,042
令和４年度	9	361.40	19,493
令和５年度	5	345.70	19,592
令和６年度	1	31.00	1,247
令和７年度	2	42.00	2,725

④生活保護世帯等に対する水洗便所設置費補助金

１）補助金交付条件

ア　処理区域内に居住する建物を有する者

イ　生活保護世帯又は中国残留邦人等に係る支援給付世帯

2）補助金の対象となる事業

ア　くみ取り便所を水洗便所に改造する事業

イ　し尿浄化槽を設置した便所を水洗便所に改造する事業

※ア、イいずれも排水設備の設置工事及びこれらの工事の施工に伴う工作物の復旧工事を含む。

3）補助金の額

補助事業の実施に要する経費の範囲内で、管理者が必要があると認める額を交付する。

4）実績

令和３年度　なし
令和４年度　なし
令和５年度　１件　473,000 円
令和６年度　１件　891,000 円
令和７年度　なし

⑤水洗便所の普及状況と改造資金融資あっせん状況

区分			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
水洗便所普及状況	処理面積（ha）		9,021	9,040	9,061	9,081	9,094
	処理区域	戸数（A）（戸）	287,800	290,482	291,344	293,754	295,460
		人口（B）（人）	603,737	600,078	596,772	593,525	591,648
	水洗便所設置	戸数（C）（戸）	261,610	264,629	267,454	270,254	273,005
		人口（D）（人）	547,301	545,189	546,382	544,612	545,001
	水洗化率（戸数）（C／A）（%）		90.9	91.1	91.8	92.0	92.4
	水洗化率（人口）（D／B）（%）		90.7	90.9	91.6	91.8	92.1
	水洗便所新設戸数（戸）		3,089	3,019	2,825	2,800	2,751
	新設のうち自己資金で施工（戸）		3,079	3,010	2,819	2,795	2,747
融資あっせん状況	戸数（戸）		10	9	6	5	4
	金額（円）		8,850,000	5,890,000	3,810,000	3,360,000	1,370,000
	一戸平均（円）		885,000	654,444	635,000	672,000	342,500
	利子補給金（円）		427,992	348,749	293,914	226,197	150,914

（３）事業場排水の水質管理指導

公共下水道に接続している特定事業場及び除害施設設置事業場等に対し、令和７年度は延べ 195 件の立入検査を行った。

また、特定施設関係の届出は 90 件、除害施設計画確認申請は 101 件、排水設備設置義務免除申請は２件であった。

特定事業場数
（令和８年３月 31 日現在）　494 事業場

各種届出等数

① 特定施設関係	延べ 90 件
ア）特定施設設置届出数	25 件
イ）特定施設使用届出数	１件
ウ）特定施設の構造等変更届出数	11 件
エ）氏名変更等届出数	20 件
オ）特定施設使用廃止届出数	28 件
カ）承継届出数	５件
②除害施設計画確認申請	101 件
③公共下水道使用開始届出数	113 件

立入検査状況

① 立入検査件数	195 件
内立入採水件数	150 件
② 違反件数	10 件
③ 違反に対する措置	
ア）排除停止件数	０件
イ）改善命令件数	０件
ウ）行政指導件数	10 件
排水設備設置義務免除申請	延べ２件
①プール水等	２件
②工程排水	０件

（４）下水道管きょの維持管理の状況

管路施設は、管きょ、マンホール、取付管、公共桝（接続桝）等で構成されており、これらの下水道管路の機能を保持していくためには、適切な維持管理が極めて重要である。建設当初は、その機能を十分に発揮しているものであるが、一定期間経過した管路施設は、年々劣化が激しくなり、マンホール蓋のガタツキ、管のひび割れ・継ぎ手部のずれ等が発生する。これらのことは施設の機能低下だけでなく、家庭内の下水の排水不良や臭気の発生、さらには道路陥没やマンホール蓋の破損による交通上の事故、また、他事業者の地下埋設物等に影響をおよぼす等、二次的災害の発生などにつながる恐れがある。そのため、常にパトロールを行い早期発見、早期修繕に努めるとともに、計画的な調査、補修等の維持管理を行いながら、調査結果等による管の状態に応じて、老朽管の改築も実施している。

①管きょ内調査

年度	葵区、駿河区				清水区			
	件数	延長（m）	工種別		件数	延長（m）	工種別	
R3	7	55,770	TV 調査 目視調査	54,390 1,380	0	—	TV 調査 目視調査	—
R4	6	48,300	TV 調査 目視調査	46,770 1,530	2	13,450	TV 調査 目視調査	13,070 380
R5	6	50,428	TV 調査 目視調査	50,420 8	2	8,080	TV 調査 目視調査	7,890 190
R6	5	37,806	TV 調査 目視調査	37,720 86	2	16,300	TV 調査 目視調査	13,670 2,630
R7	7	53,400	TV 調査 目視調査	40,040 13,360	1	1,760	TV 調査 目視調査	— 1,760

②管きょ修繕

年度	葵区、駿河区					清水区				
	件数	施工内容				件数	施工内容			
		開削工法（m）	管更生工法（m）	内面補修工法（箇所）	パッカー工法（箇所）		開削工法（m）	管更生工法（m）	内面補修工法（箇所）	パッカー工法（箇所）
R3	1	—	—	58	—	1	—	—	178	—
R4	2	—	—	168	5	1	—	—	43	—
R5	1	—	—	125	—	0	—	—	—	—
R6	2	—	—	247	—	1	—	—	88	—
R7	1	—	—	39	—	1	—	—	2	—

③管きょ改築

年度	葵区、駿河区				清水区			
	件数	改築延長（m）	施工内容		件数	改築延長（m）	施工内容	
			開削工法（m）	管更生工法（m）			開削工法（m）	管更生工法（m）
R3	13	9,176.30	327.60	8,848.70	9	3,682.35	—	3,682.35
R4	13	4,744.05	241.45	4,502.60	6	1,892.15	—	1,892.15
R5	23	12,045.50	120.40	11,925.10	5	2,545.20	—	2,545.20
R6	15	5,256.19	82.75	5,173.44	9	3,099.31	273.00	2,826.31
R7	19	6799.78	146.75	6653.03	5	1,752.30	84.35	1,667.95

耐震化事業による改築含む。

（５）排水設備の実施状況

①葵区、駿河区

１）排水設備審査受付件数

項目	件数				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
水洗化	2,448	2,259	1,925	1,916	1,854
共同管	31	36	24	49	28
計	2,479	2,295	1,949	1,965	1,882

※　令和７年度　①新設（くみ取り、浄化槽、新規）　990 件

②増設（既水洗増設）　17 件

③改築（既水洗改築）　875 件

合計　1,882 件

２）公共下水道への接続に関する事前協議書受付件数

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件数	49	36	53	49	49

②清水区

１）排水設備審査受付件数

項目	件数				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
水洗化	1,136	981	933	915	895
共同管	11	10	16	15	10
計	1,147	991	949	930	905

※　令和７年度　①新設（くみ取り、浄化槽、新規）　614 件

②増設（既水洗増設）　10 件

③改築（既水洗改築）　281 件

合計　905 件

２）公共下水道への接続に関する事前協議書受付件数

項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件数	5	18	13	21	21

（6）下水道使用料

①一般世帯

基本使用料　1,129.70 円／月（税込）

従量使用料（排出量１m^3につき）　令和８年６月から

10m^3まで	10m^3を越え 20m^3まで	20m^3を超え 30m^3まで	30m^3を超え 50m^3まで	50m^3を超え 100m^3まで	100m^3を超え 200m^3まで	200m^3を超え 500m^3まで	500m^3を超え 1,000m^3まで	1,000m^3を超える
38．50円	148．50円	204．60円	224．40円	244．20円	264．00円	278．30円	300．30円	314．60円

②井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	１人	２人	３人	４人	５人	６人以上
認定水量（1 か月につき）	11m^3	18m^3	25m^3	29m^3	33m^3	1 人につき 2m^3加算

③検針業務及び水道水以外の水を計測するための装置取付状況

１）検針業務（令和８年３月 31 日現在）

ア　検針方法　　隔月・委託

イ　委託人員　　86 名

ウ　１人１ヶ月平均受持件数　　2,005 件（下水道接続地区のみ）

２）認定のための計測器取付状況（令和８年３月 31 日現在）

ア　時間計設置数　　136 個

イ　量水器設置数　　1,004 個

※「時間計」とは、井戸ポンプ等の稼動時間を測定し、水量を認定するための装置をいいます。

（7）受益者負担金制度

①概要

公共下水道事業においては、①受益の範囲が明確であること、②未整備地区に比べて生活環境が改善されること等の理由から、その事業費の一部を受益者が負担し、負担の衡平を図ることを目的として、都市計画法第 75 条に基づき多くの自治体で受益者負担金制度が採用されている。

本市においても、旧静岡市･清水市において昭和 45 年より負担金条例が施行されており、現在は、静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年３月 15 日条例第８号）及び同施行規程（平成 17 年３月 31 日企業局管理規程第 16 号）により制度を運用している。

受益者負担金は、15 回に分割し足かけ６年間での徴収を原則としているが、第一回の納期までに一括納付の申出があった場合は、一括納付報奨金を交付することとしている。報奨金の額は、負担金の額が 150 万円未満は 15%、150 万円以上は 20%である。

なお、受益者負担金は、その性質上、土地の利用形態に関係なく賦課されるものであるが、生産緑地地区の指定を受けた場合や係争地等については徴収猶予を認めている。

また、公共用地や特に必要と認められる土地については、減免規定を設けている。

②負担区の名称及び単位負担金額（条例第３条、第４条関係）

負担区の名称	単位負担金額	負担区の名称	単位負担金額
清水南部第一負担区	178 円	清水静清第一負担区	460 円
清水南部第二負担区	460 円	清水静清第二負担区	460 円
清水北部第一負担区	448 円	静岡第一負担区	375 円
清水北部第二負担区	460 円		

③収納状況（令和７年度）

区分	調定額 A（円）	収入済額 B（円）	不納欠損額 C（円）	過年度損益修正損 D（円）	収入未済額 A-B-C-D（円）	貸倒引当金計上額（円）	収納率（B／（A-D））×100（%）
現年度分	39,519,700	38,830,180	0	0	689,520	254,463	98.26
過年度分	5,284,800	679,510	1,506,720	0	3,098,570	2,510,165	12.86
合計	44,804,500	39,509,690	1,506,720	0	3,788,090	2,764,628	88.18

（8）区域外流入分担金制度

①概要

区域外流入分担金制度は、公共下水道事業の認可区域外から特別に許可を受けて公共下水道に接続した場合、「静岡市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例（平成 22 年３月 24 日条例第 11 号）」に基づき、土地の面積に応じた分担金を求めるものであり、平成 22 年４月１日より運用を開始した。

管理者は、区域外流入に係る物件設置許可をしたときは、その都度、当該受益地に係る分担金の額を定め、これを賦課する。分担金の額は、汚水を流入させる地区の受益者負担金の単位負担金額に該当土地の面積を乗じた額とする。

②収納状況（令和７年度）

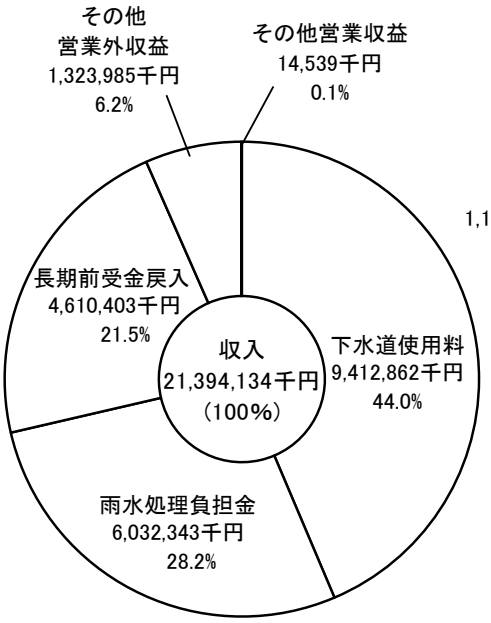
賦課件数（件）	調定額（A） （円）	収入済額（B） （円）	不納欠損額 （円）	収入未済額 （円）	収納率 （B／A）×100 （%）
1	243,300	243,300	0	0	100.0

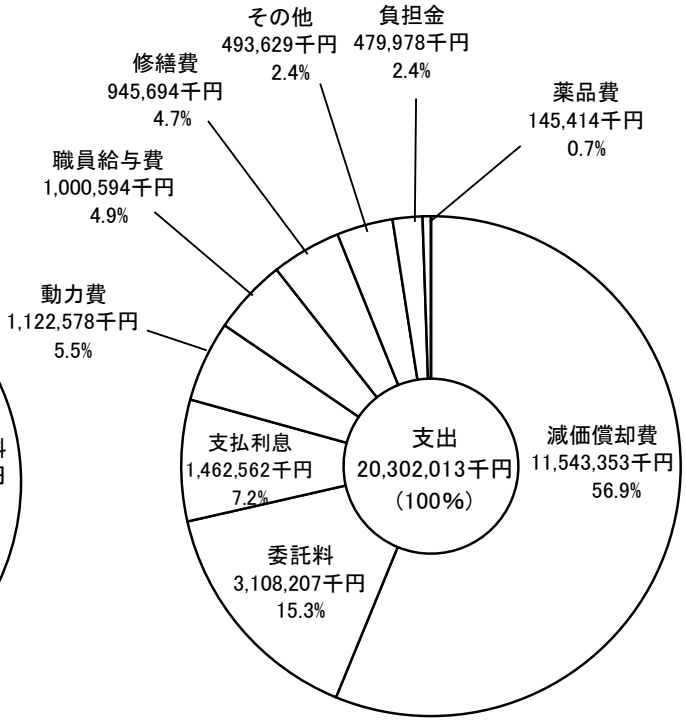


Ⅵ　財務

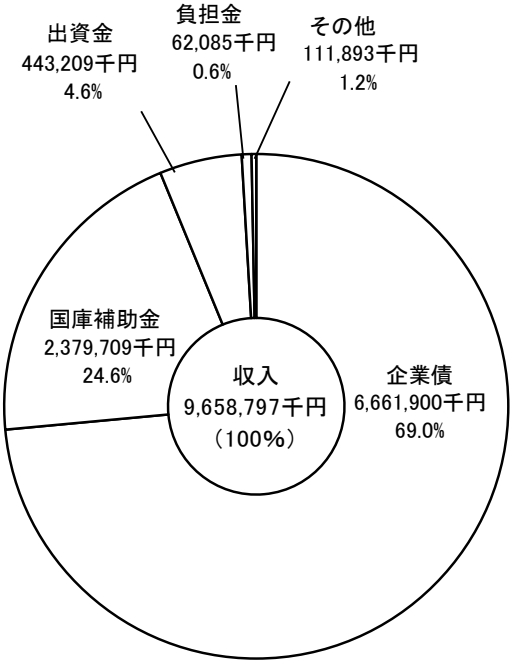
（1）財務状況の分析（令和７年度）

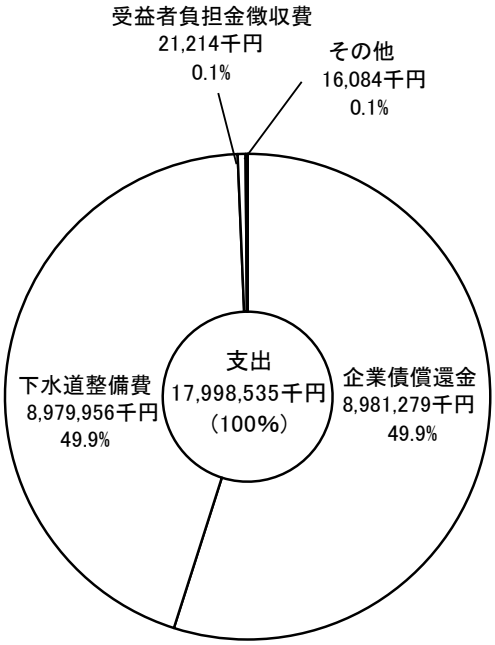
収益的収支(税抜き額)





資本的収支(税込み額)





※　各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

（2）収益的収支（消費税抜き）

収益的収入

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
営業収益	14,952,020	14,988,459	15,433,568	15,252,028	15,459,745	72.3	1.4
下水道使用料	9,528,505	9,431,183	9,425,622	9,437,717	9,412,862	44.0	△ 0.3
雨水処理負担金	5,416,232	5,538,166	5,999,340	5,805,697	6,032,343	28.2	3.9
その他営業収益	7,283	19,109	8,605	8,614	14,539	0.1	68.8
営業外収益	6,074,262	5,869,464	6,176,989	6,188,651	5,934,389	27.7	△ 4.1
受取利息及び配当金	5,682	10,570	28,622	28,416	46,978	0.2	65.3
他会計負担金	1,389,900	1,166,700	1,314,783	1,243,897	1,200,705	5.6	△ 3.5
他会計補助金	0	0	168	0	0	0.0	0
国庫補助金	4,746	4,420	4,474	19,504	300	0.0	△ 98.5
長期前受金戻入	4,621,353	4,617,048	4,758,700	4,649,619	4,610,403	21.5	△ 0.8
雑収益	52,579	70,725	70,241	247,214	76,001	0.4	△ 69.3
合計	21,026,283	20,857,923	21,610,557	21,440,679	21,394,134	100.0	△ 0.2

※各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

収益的支出

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
営業費用	17,531,725	18,107,824	18,834,716	19,154,475	18,672,697	92.0	△ 2.5
管渠費	761,615	800,697	712,114	812,357	781,158	3.9	△ 3.8
ポンプ場費	579,774	621,371	603,644	668,393	658,697	3.2	△ 1.5
浄化センター費	3,879,180	4,406,424	4,632,077	4,874,663	4,631,410	22.8	△ 5.0
業務費	375,336	383,393	381,616	412,290	420,957	2.1	2.1
総係費	527,679	529,870	589,352	723,013	555,345	2.7	△ 23.2
減価償却費	11,266,702	11,300,011	11,601,313	11,576,484	11,543,353	56.9	△ 0.3
資産減耗費	141,183	65,832	314,340	87,053	81,529	0.4	△ 6.3
その他営業費用	251	222	256	219	245	0.0	11.9
営業外費用	2,095,131	1,931,341	1,804,912	1,720,975	1,629,316	8.0	△ 5.3
支払利息及び企業債取扱諸費	1,950,474	1,758,668	1,620,473	1,497,225	1,462,562	7.2	△ 2.3
災害支援費	0	0	17,253	6,392	0	0.0	皆減
雑支出	144,657	172,673	167,185	217,357	166,753	0.8	△ 23.3
特別損失	0	0	0	4,771	0	0.0	皆減
合計	19,626,856	20,039,165	20,639,628	20,880,222	20,302,013	100.0	△ 2.8

※各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

（3）資本的収支（消費税込み）

資本的収入

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
		金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
企業債		8,574,300	7,135,600	6,902,600	6,084,300	6,661,900	37.0	9.5
出資金		669,000	569,000	496,000	450,000	443,209	2.5	△ 1.5
固定資産売却代金		0	12,160	0	0	33	0.0	（皆増）
国庫（県）支出金		3,080,700	2,093,967	1,902,994	2,191,365	2,379,709	13.2	8.6
（国庫（県）補助金のうち、翌年度への繰越工事資金）		0	0	0	0	△ 56,618	△ 0.3	（皆増）
他会計支出金		15,785	0	27,895	19,250	11,860	0.1	△ 38.4
負担金		90,624	133,051	58,850	28,955	62,085	0.3	114.4
	工事負担金	45,379	38,084	15,952	0	22,322	0.1	（皆増）
	受益者負担金	45,245	94,967	42,897	28,955	39,763	0.2	37.3
	その他資本的収入	0	0	0	0	100,000	0.6	（皆増）
計		12,430,410	9,943,778	9,388,339	8,773,870	9,602,179	53.4	9.4
補てん財源	当年度分・過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	617,031	524,927	445,325	554,375	637,033	3.5	14.9
	過年度分損益勘定留保資金	430,506	381,496	781,496	1,172,768	2,912,990	16.2	148.4
	当年度分損益勘定留保資金等	6,405,036	5,966,877	5,899,470	4,049,146	3,875,403	21.5	△ 4.3
	減債積立金	2,704,470	2,765,326	2,580,922	4,340,116	970,928	5.4	△ 77.6
	計	10,157,044	9,638,626	9,707,214	10,116,408	8,396,355	46.6	△ 17.0
合計		21,587,454	19,582,405	19,095,554	18,890,279	17,998,535	100.0	△ 4.7

※各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

資本的支出

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
建設改良費	10,970,606	8,221,946	8,509,068	9,562,218	9,017,255	50.1	△ 5.7
下水道整備費	10,932,926	8,172,408	8,483,196	9,534,270	8,979,956	49.9	△ 5.8
受益者負担金徴収費	27,964	38,323	20,478	18,754	21,214	0.1	13.1
器具機械費	3,000	6,934	5,044	5,023	11,914	0.1	137.2
リース資産購入費	6,714	4,280	347	4,170	4,170	0.0	0.0
企業債償還金	10,516,848	10,260,458	10,486,486	9,328,060	8,981,279	49.9	△ 3.7
投資	1,100,000	1,100,000	100,000	0	0	0.0	0
合計	22,587,454	19,582,405	19,095,554	18,890,279	17,998,535	100.0	△ 4.7

※各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

（４）損益計算書（消費税抜き）

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
営業収益	14,952,020	14,988,459	15,433,568	15,252,028	15,459,745	100.0	101.4
下水道使用料	9,528,505	9,431,183	9,425,622	9,437,717	9,412,862	60.9	99.7
雨水処理負担金	5,416,232	5,538,166	5,999,340	5,805,697	6,032,343	39.0	103.9
その他営業収益	7,283	19,109	8,605	8,614	14,539	0.1	168.8
営業費用	17,531,725	18,107,824	18,834,716	19,154,475	18,672,697	100.0	97.5
管渠費	761,615	800,697	712,114	812,357	781,158	4.2	96.2
ポンプ場費	579,774	621,371	603,644	668,393	658,697	3.5	98.5
浄化センター費	3,879,180	4,406,424	4,632,077	4,874,663	4,631,410	24.8	95.0
業務費	375,336	383,393	381,616	412,290	420,957	2.3	102.1
総係費	527,679	529,870	589,352	723,013	555,345	3.0	76.8
減価償却費	11,266,702	11,300,011	11,601,313	11,576,484	11,543,353	61.8	99.7
資産減耗費	141,183	65,832	314,340	87,053	81,529	0.4	93.7
その他営業費用	251	222	256	219	245	0.0	111.9
営業利益	△2,579,704	△3,119,364	△3,401,147	△3,902,447	△3,212,952	-	82.3
営業外収益	6,074,262	5,869,464	6,176,989	6,188,651	5,934,389	100.0	95.9
受取利息及び配当金	5,682	10,570	28,622	28,416	46,978	0.8	165.3
他会計負担金	1,389,900	1,166,700	1,314,783	1,243,897	1,200,705	20.2	96.5
他会計補助金	0	0	168	0	0	0.0	0
国庫補助金	4,746	4,420	4,474	19,504	300	0.0	1.5
長期前受金戻入	4,621,353	4,617,048	4,758,700	4,649,619	4,610,403	77.7	99.2
雑収益	52,579	70,725	70,241	247,214	76,001	1.3	30.7
営業外費用	2,095,131	1,931,341	1,804,912	1,720,975	1,629,316	100.0	94.7
支払利息及び企業債取扱諸費	1,950,474	1,758,668	1,620,473	1,497,225	1,462,562	89.8	97.7
災害支援費	0	0	17,253	6,392	0	0.0	（皆減）
雑支出	144,657	172,673	167,185	217,357	166,753	10.2	76.7
経常利益	1,399,426	818,758	970,928	565,228	1,092,121	-	193.2
特別損失	0	0	0	4,771	0	0.0	（皆減）
その他特別損失	0	0	0	4,771	0	0.0	（皆減）
当年度純利益	1,399,426	818,758	970,928	560,457	1,092,121	-	194.9

※各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

（5）貸借対照表

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
資産	373,590,929	368,641,289	364,648,717	360,019,452	356,326,459	100.0	99.0
1 固定資産	357,675,966	354,988,337	351,096,632	348,256,537	344,799,072	96.8	99.0
（1）有形固定資産	356,533,340	352,746,400	348,755,385	345,915,978	342,559,203	96.1	99.0
土地	28,252,738	28,352,365	28,351,177	28,351,177	28,364,056	8.0	100.0
建物	16,485,932	16,569,936	15,969,661	15,390,253	14,843,771	4.2	96.4
構築物	263,538,101	264,713,886	264,851,451	262,090,406	259,191,477	72.7	98.9
機械及び装置	32,574,439	34,552,905	33,641,339	32,346,961	33,584,373	9.4	103.8
車両運搬具	5,823	4,842	3,635	3,012	6,824	0.0	226.6
工具、器具及び備品	20,526	22,043	18,816	19,120	22,330	0.0	116.8
リース資産	5,136	0	18,954	15,163	11,372	0.0	75.0
建設仮勘定	15,650,642	8,530,420	5,900,348	7,699,882	6,534,997	1.8	84.9
（2）無形固定資産	28,425	27,736	27,047	26,358	25,669	0.0	97.4
地上権	13,116	13,116	13,116	13,116	13,116	0.0	100.0
施設利用権	13,692	13,003	12,314	11,624	10,935	0.0	94.1
電話加入権	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	0.0	100.0
（3）投資その他の資産	1,114,200	2,214,200	2,314,200	2,314,200	2,214,200	0.7	95.7
投資有価証券	1,100,000	2,200,000	2,300,000	2,300,000	2,200,000	0.7	95.7
出資金	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200	0.0	100.0
破産更生債権等	5,111	4,300	4,347	3,635	3,015	0.0	82.9
貸倒引当金	△5,111	△4,300	△4,347	△3,635	△3,015	0.0	82.9
2 流動資産	15,914,963	13,652,952	13,552,084	11,762,915	11,527,386	3.2	98.0
（1）現金預金	14,215,717	11,604,406	11,091,156	10,180,159	10,193,041	2.8	100.1
（2）未収金	1,213,882	1,854,907	1,955,931	1,137,067	1,058,802	0.3	93.1
貸倒引当金	△110,363	△110,308	△96,320	△64,567	△53,376	0.0	82.7
（3）前払金	595,726	303,946	601,317	510,256	328,920	0.1	64.5

※各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度		
	金額	金額	金額	金額	金額	構成比	増減率
負債及び資本	373,590,929	368,641,289	364,648,717	360,019,452	356,326,459	100.0	99.0
負債	277,576,395	271,183,196	265,724,883	260,085,161	254,846,534	71.5	98.0
1 固定負債	132,963,326	129,653,071	127,323,898	124,398,366	121,730,819	34.1	97.9
（1）企業債	131,706,206	128,355,319	125,929,858	123,032,879	120,501,548	33.8	97.9
（2）リース債務	0	0	16,332	12,162	7,992	0.0	65.7
（3）引当金	1,257,120	1,297,752	1,377,706	1,353,324	1221277	0.3	90.2
2 流動負債	15,105,882	14,600,048	14,368,471	14,238,052	14,034,697	4.0	98.6
（1）企業債	10,260,458	10,486,486	9,328,060	8,981,279	9,193,230	2.6	102.4
（2）リース債務	4,280	0	4,170	4,170	4,170	0.0	100.0
（3）未払金	4,466,313	3,623,888	4,769,381	4,993,200	4,525,956	1.3	90.6
（4）預り金	257,861	377,269	152,939	135,704	186,250	0.1	137.2
（5）引当金	116,969	112,404	113,865	123,698	125,090	0.0	101.1
（6）その他流動負債	0	0	54	0	0	0.0	0.0
3 繰延収益	129,507,185	126,930,076	124,032,514	121,448,742	119,081,017	33.4	98.1
（1）長期前受金	229,593,604	231,134,658	232,440,613	234,415,561	236,328,635	66.3	100.8
（2）長期前受金収益化累計額	△100,086,418	△104,204,581	△108,408,099	△112,966,818	△117,247,618	△ 32.9	103.8
資本	96,014,534	97,458,092	98,923,833	99,934,291	101,479,925	28.5	101.5
1 資本金	65,727,149	69,000,619	72,261,945	75,292,867	80,076,193	22.5	106.4
2 剰余金	30,287,385	28,457,473	26,661,888	24,641,423	21,403,731	6.0	86.9
（1）資本剰余金	18,294,610	18,350,410	18,349,222	18,349,222	18,359,526	5.1	100.1
（2）利益剰余金	11,992,775	10,107,063	8,312,665	6,292,201	3,044,205	0.9	48.4

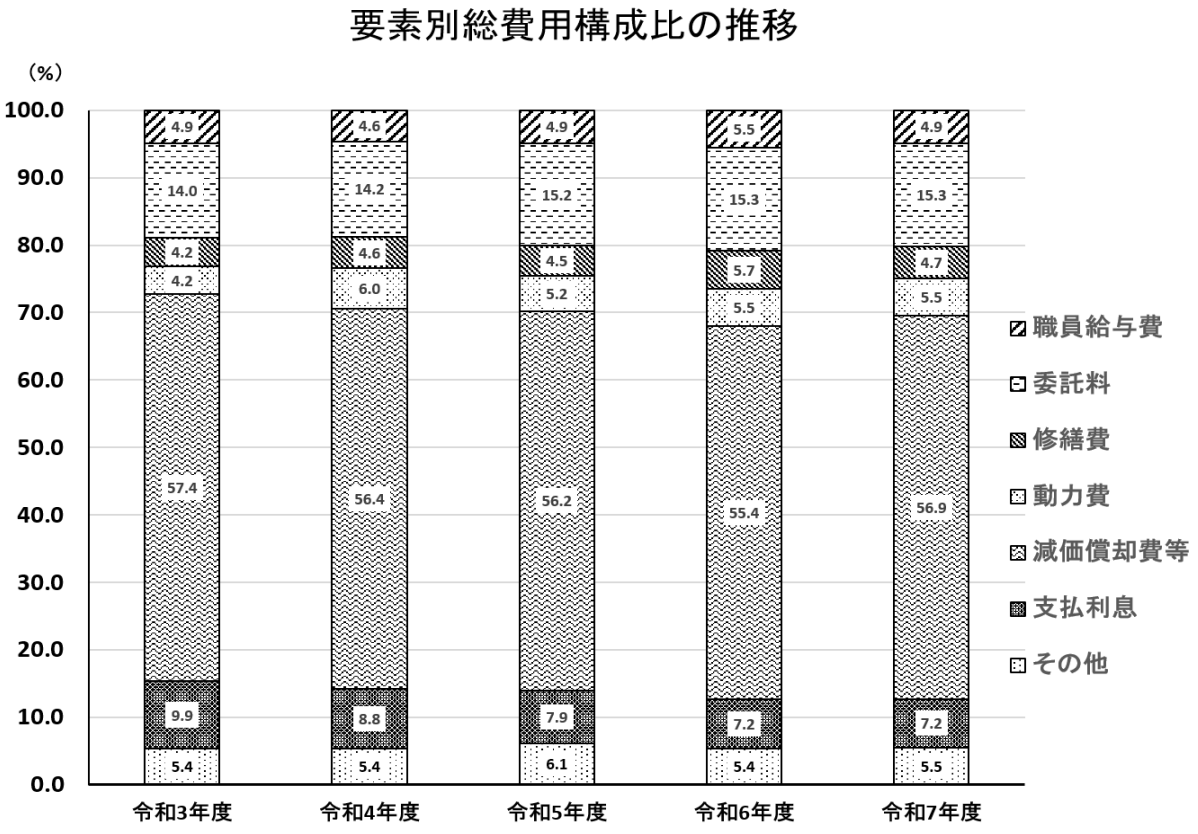
※各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。

（6）要素別総費用分析表

（単位：千円・比率：％・△印：減）

科　目	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
職員給与費	961,264	4.9	913,249	4.6	1,004,058	4.9	1,150,570	5.5	1,000,594	4.9
委　託　料	2,740,290	14.0	2,851,882	14.2	3,144,852	15.2	3,196,741	15.3	3,108,207	15.3
修　繕　費	829,877	4.2	917,265	4.6	929,921	4.5	1,181,040	5.7	945,694	4.7
動　力　費	833,186	4.2	1,212,541	6.0	1,080,127	5.2	1,151,272	5.5	1,122,578	5.5
薬　品　費	131,279	0.7	157,902	0.8	111,276	0.6	127,733	0.6	145,414	0.7
材　料　費	30,370	0.2	20,054	0.1	25,026	0.1	23,221	0.1	26,200	0.1
減価償却費	11,266,702	57.4	11,300,011	56.4	11,601,313	56.2	11,576,484	55.4	11,543,353	56.9
資産減耗費	141,183	0.7	65,832	0.3	314,340	1.5	87,053	0.4	81,529	0.4
支払利息	1,950,474	9.9	1,758,668	8.8	1,620,473	7.9	1,497,225	7.2	1,462,562	7.2
そ　の　他	742,227	3.8	841,757	4.2	808,237	3.9	888,876	4.3	865,877	4.3
合　計	19,626,856	100.0	20,039,165	100.0	20,639,628	100.0	20,880,222	100.0	20,302,013	100.0

※　各金額を千円未満切捨てで表記しているため合計金額が一致しない場合があります。



（7）経営分析表

分析項目		算式	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
構成比率	固定資産構成比率	固定資産 / 総資産 ×100 (%)	95.74	96.30	96.28	96.73	96.76
	固定負債構成比率	固定負債 / 負債資本合計 ×100 (%)	35.59	35.17	34.92	34.55	34.16
	自己資本構成比率	資本合計＋繰延収益 / 負債資本合計 ×100 (%)	60.37	60.87	61.14	61.49	61.90
財務比率	固定比率	固定資産 / 資本合計＋繰延収益 ×100 (%)	158.60	158.20	157.47	157.31	156.33
	固定資産対長期資本比率（固定長期適合率）	固定資産 / 固定負債＋繰延収益＋資本合計 ×100 (%)	99.77	100.27	100.23	100.72	100.73
	流動比率	流動資産 / 流動負債 ×100 (%)	105.36	93.51	94.32	82.62	82.13
	酸性試験比率（当座比率）	現預金＋（未収金－貸倒引当金） / 流動負債 ×100 (%)	101.41	91.43	90.13	79.03	80.17
回転率	自己資本回転率	営業収益－受託工事収益 / 平均自己資本 (回)	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07
	固定資産回転率	営業収益－受託工事収益 / 平均固定資産 (回)	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	未収金回転率	営業収益－受託工事収益 / 平均未収金 (回)	12.33	9.77	8.56	7.62	14.08
収益率	総収益対総費用比率（総収支比率）	総収益 / 総費用 ×100 (%)	107.13	104.09	104.70	102.68	105.38
	経常収支比率	経常収益 / 経常費用 ×100 (%)	107.13	104.09	104.70	102.71	105.38
	営業収益対営業費用比率（営業収支比率）	営業収益－受託工事収益 / 営業費用－受託工事費 ×100 (%)	85.29	82.77	81.94	79.63	82.79
	自己資本利益率	当年度純利益 / 平均自己資本 ×100 (%)	0.59	0.35	0.42	0.24	0.49
その他	職員給与費対営業収益比率	損益勘定職員給与費 / 営業収益－受託工事収益 ×100 (%)	5.76	6.09	6.51	7.54	6.47
	減価償却率	当年度減価償却費 / 期末償却資産＋当年度減価償却費 ×100 (%)	3.48	3.45	3.56	3.60	3.62
	利子負担率	支払利息＋企業債取扱諸費 / 企業債等借入金 ×100 (%)	1.37	1.27	1.20	1.13	1.13
	企業債元金償還金対減価償却費比率	建設改良のための企業債元金償還金 / 当年度減価償却費 ×100 (%)	93.34	90.80	90.39	80.58	77.80

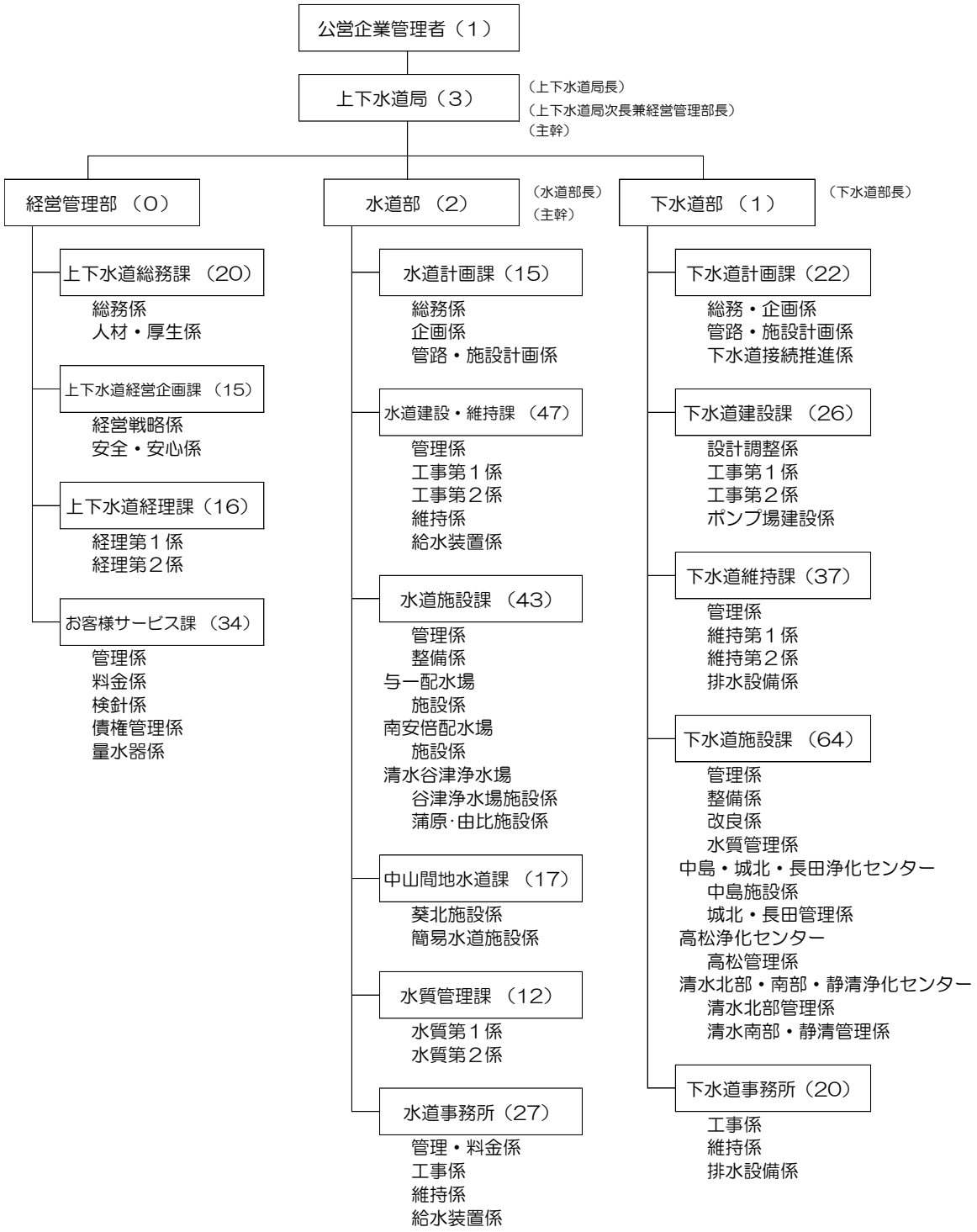
※総資産＝固定資産＋流動資産＋繰延資産　　自己資本＝資本合計＋繰延収益

説明
資産合計（固定資産＋流動資産＋繰延資産）中の固定資産の割合を示すもので、この比率が大であれば、資本が固定化の傾向にある。一般的に下水道事業は、この比率が高い。この比率が低ければ、柔軟な経営が可能となり比率は低いほど良いとされている。
総資本（負債・資本合計）に対する固定負債の割合を示すもので、他人資本への依存度を判断するものである。数値が大きいほど他人資本に依存していることを示し、小さいほど良いとされている。
総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合を示すもので、この比率が大きいほど他人資本の依存度が低く健全経営といえる。下水道事業は企業債による資金調達の依存度高く、自己資本構成比率は低くなる傾向にある。
自己資本がどの程度固定資産に投下されているかを見るもので、この比率が 100%以下であれば固定資産への投資が自己資本の枠内におさまっていることになり、100%を超えていれば借入金で設備投資を行っていることになる。数値は小さいほど良好とされている。
固定資産の調達がどの程度自己資本と固定負債の範囲内で行われてきたのかどうかを示すもので、この比率は 100%以下が望ましい。100%を超える場合は、固定資産の一部が一時借入金などの流動負債によって調達されていることを示し、不良債務が発生していることを意味する。
流動負債に対する流動資産の割合を示すものであり、短期債務に対する支払能力を表している。この比率は大きいほど良好とされており、100%以上であることが必要であり、100%を下回っていれば不良債務が発生していることになる。
企業の支払能力を判断するために使用される財務指標の一つであり、短期債務に対しての企業の直接的な支払能力を測定するもので、この比率は、大きいほど良好とされている。適正な比率は、100%以上とされている。
自己資本が収益によって何回転（期間中に自己資本の何倍の営業収益があったか）したかを表すもので、この指標は、数値が高いほど自己資本の利用が効率よく活発になされていることを示す。
固定資産が収益によって何回転（期間中に固定資産の何倍の営業収益があったか）しているかを表するもので、固定資産がどの程度経営活動に利用されているかどうかを判断する指標である。この数値が高いほど施設などの固定資産が有効に稼動していることを示す。
この比率は、未収金に対する営業収益の割合により、未収金の回収状況を判断する指標で、数値が高いほど未収期間が短く、未収金が速く回収されることを示している。
この比率は、損益計算上、総体の収益で総体の費用を賄うことができるかどうかを示すものである。この比率が 100%未満の事業は、収益で費用を賄えないことになり、健全経営とは言えない。
この比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、これが 100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。
この比率は、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示すもので、この比率が高いほど営業利益率が良いことを表し、これが 100%未満であることは営業損失が生じていることを意味する。
自己資本を活用して、どれだけ効率よく利益をあげているかを測る指標で、数値が大きいほど効率よく利益をあげていることを意味する。
営業収益に対する職員給与費の割合を表すもので、職員数や職員給与費の適正水準を判断できます。この比率が高くなると、固定費の割合が増加し、財政硬直化の原因となる。
この比率は、償却資産である固定資産のうち、当年度に減価償却される割合がどれくらいかを表すもので、固定資産に投下された資本の回転状況を判断する指標である。数値が高いほど投下資本が貨幣性資産として回収され、資本として内部留保されていることを示す。
この比率は、企業債等借入金に対し、それらの支払利息等の負担比率を示すものである。
この比率は、企業債元金償還金が、その主要財源である減価償却費でどの程度賄われているかを示すもので、100%以下であれば、すべて減価償却費で賄われている。

Ⅶ　組織機構

（1）組織機構図

（令和８年４月１日現在）



※ 公営企業管理者１人、上下水道局長１人、上下水道局次長兼経営管理部長１人、主幹１人
経営管理部　　85人（うち会計年度任用職員９人、川崎市から派遣１人、川崎市へ派遣１人）
水道部　　163人（うち会計年度任用職員35人）
下水道部　　170人（うち会計年度任用職員37人、日本下水道事業団へ派遣１人）
計　　422人

（2）事務分掌

①経営管理部

課名	係名	主な業務内容
上下水道総務課	総務係	上下水道局の組織及び連絡調整、上下水道局庁舎の維持管理、指定給水装置工事・排水設備事業者指定に関すること
	人材・厚生係	上下水道局職員に係る給与・福利厚生、労務管理、職員研修に関すること
上下水道経営企画課	経営戦略係	水道及び下水道に係る政策の統括、総合調整、経営戦略の改定及び進行管理に関すること
	安全・安心係	上下水道局の防災計画や広報及び広聴に係る統括的な事務に関すること
上下水道経理課	経理第１係	水道料金・下水道使用料と上下水道事業の出納に関すること
	経理第２係	上下水道事業の予算・決算・固定資産に関すること
お客様サービス課	管理係	水道料金等の徴収システムに関することや、課の庶務に関すること
	料金係	水道料金・下水道使用料の収納事務に関すること
	検針係	検針業務や使用水量に関すること
	債権管理係	水道料金・下水道使用料の滞納整理や給水の停止、並びに下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課及び徴収に関すること
	量水器係	水道メーター等の取り付け、取り替え及び取り外しに関すること

②下水道部

課名	係名	主な業務内容
下水道計画課	総務・企画係	下水道に係る政策の企画及び調査、部の庶務に関すること
	管路・施設計画係	下水道事業の実施に係る計画の策定及び進行管理に関すること
	下水道接続推進係	下水道接続推進及び水洗便所改造資金の融資あっせんに関すること
下水道建設課	設計調整係	下水道工事の調査、設計及び契約関係、庶務に関すること
	工事第１係	葵区、駿河区における下水道工事（汚水管・雨水管）の調査、設計及び施工に関すること
	工事第２係	葵区、駿河区における下水道管の耐震化工事の調査、設計及び施工に関すること
	ポンプ場建設係	雨水ポンプ場工事の調査、設計及び施工に関すること
下水道維持課	管理係	課の予算管理や契約、庶務に関すること、公共下水道の管きょ、都市下水路の占有許可に関すること及び公共下水道台帳の整備保管に関すること
	維持第１係	静岡地区（葵区・駿河区）における公共下水道の長寿命化及び他事業に伴う既設公共下水道、都市下水路の移設の調査、設計及び施工に関すること
	維持第２係	静岡地区（葵区・駿河区）における公共下水道の維持管理及び修繕に関すること、雨水幹線及び都市下水路の維持管理に関すること及び公共下水道台帳管理システムの保守・整備に関すること
	排水設備係	静岡地区（葵区・駿河区）における公共下水道切替え工事に伴う申請の受付、確認、検査、下水道の相談及び雨水貯留浸透施設設置費の助成に関すること、事業場排水の水質規制に関すること及び公共下水道への流入水の取り締まりに関すること
下水道施設課	管理係	下水浄化センター・ポンプ場の予算執行管理、用地の使用許可、契約、庶務に関すること
	整備係	下水浄化センター・ポンプ場の整備計画策定、改築更新に関する調整・実施設計、施設維持管理に関する照会回答・調査などに関すること
	改良係	下水浄化センター・ポンプ場の調査、設計及び施工に関すること
	水質管理係	下水浄化センターの水質管理に関すること
	中島施設係	中島浄化センター及び関連ポンプ場、付帯設備の運転並びに維持管理に関すること
	城北・長田管理係	城北・長田浄化センター及び関連ポンプ場、付帯設備の運転並びに維持管理に関すること
	高松管理係	高松浄化センター及び付帯設備の運転並びに維持管理に関すること
	清水北部管理係	清水北部浄化センター及び関連ポンプ場、付帯設備の運転並びに維持管理に関すること
	清水南部・静清管理係	清水南部・静清浄化センター及び関連ポンプ場、付帯設備の運転並びに維持管理に関すること
下水道事務所	工事係	清水区における下水道工事の調査、設計及び施工に関すること
	維持係	清水区における公共下水道の維持管理及び修繕、雨水幹線及び都市下水路の維持管理に関すること
	排水設備係	清水区における公共下水道切替え工事に伴う申請の受付、審査、検査、下水道の相談及び雨水貯留浸透施設設置費の助成に関すること

Ⅷ　参考資料

（1）下水道使用料の改定

①旧静岡市

【平成８年４月（６月分から適用）】平均改定率　29.5%

●一般世帯

基本使用料（排出量０m^3から 20m^3まで）　1,900 円（税抜）

従量使用料（排出量１m^3につき）（税抜）

20m^3を超え 50m^3まで	50m^3を超え 200m^3まで	200m^3を超え 500m^3まで	500m^3を超え 1,000m^3まで	1,000m^3を超え 2,000m^3まで	2,000m^3を超える
99 円	115 円	136 円	161 円	185 円	190 円

●井戸水使用世帯

メーター等を取り付けない場合　1,900 円（税抜）

【平成 12 年４月（５月分から適用）】平均改定率　20.0%

●一般世帯

基本使用料（排出量０m^3から 10m^3まで）　1,900 円（税抜）

従量使用料（排出量１m^3につき）（税抜）

10m^3を超え 20m^3まで	20m^3を超え 50m^3まで	50m^3を超え 200m^3まで	200m^3を超え 500m^3まで	500m^3を超え 1,000m^3まで	1,000m^3を超え 2,000m^3まで	2,000m^3を超える
53 円	124 円	145 円	169 円	199 円	229 円	235 円

●井戸水使用世帯

メーター等を取り付けない場合　2,430 円（税抜）

②旧清水市

【平成８年６月】平均改定率　31.2%

●一般世帯

基本使用料（排出量０m^3から 10m^3まで）　750 円（税抜）

従量使用料（排出量１m^3につき）（税抜）

10m^3を超え 20m^3まで	20m^3を超え 50m^3まで	50m^3を超え 100m^3まで	100m^3を超え 200m^3まで	200m^3を超え 500m^3まで	500m^3を超え 1,000m^3まで	1,000m^3を超える
90 円	95 円	100 円	120 円	130 円	140 円	150 円

●井戸水使用世帯

水道水以外の使用についてはその使用水量とし、その使用水量は使用者の使用の態様を勘案し管理者が認定する。

【平成 12 年6月】平均改定率　27.0%

●一般世帯

基本使用料（排出量0m³から 10m³まで）　900 円（税抜）

従量使用料（排出量１m³につき）（税抜）

10m³を超え 20m³まで	20m³を超え 50m³まで	50m³を超え 100m³まで	100m³を超え 200m³まで	200m³を超え 500m³まで	500m³を超え 1,000m³まで	1,000m³を超える
115 円	120 円	130 円	150 円	160 円	170 円	180 円

●井戸水使用世帯

水道水以外の使用についてはその使用水量とし、その使用水量は使用者の使用の態様を勘案し管理者が認定する。

※静清合併後、旧両市の下水道使用料を一元化した。
消費税法の改正により税込総額表示とした。

【平成 18 年6月（7月検針分から適用)】平均改定率　3.3%

●一般世帯

基本使用料　971.25 円（税込・消費税率５%）

※基本使用料には基本水量を設けず、10m³以下でも使用水量に応じて使用料を負担する従量使用料とした。

従量使用料（排出量１m³につき）

10m³まで	10m³を超え 20m³まで	20m³を超え 30m³まで	30m³を超え 50m³まで	50m³を超え 100m³まで	100m³を超え 200m³まで	200m³を超え 500m³まで	500m³を超え 1,000m³まで	1,000m³を超える
36 円 75 銭	131 円 25 銭	152 円 25 銭	168 円	183 円 75 銭	199 円 50 銭	210 円	220 円 50 銭	231 円

●井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	１人	２人	３人	４人	５人	６人以上
認定水量（1 か月につき）	11m³	18m³	25m³	29m³	33m³	1 人につき 2m³加算
使用料（1 か月）	1,470 円	2,388 円	3,412 円	4,021 円	4,677 円	－
請求額（2 か月）	2,940 円	4,770 円	6,820 円	8,040 円	9,350 円	－

【平成 26 年４月（６月検針分から適用)】

●一般世帯

基本使用料　999 円（税込・消費税率８%）

従量使用料（排出量１m^3につき）

10m^3まで	10m^3を超え 20m^3まで	20m^3を超え 30m^3まで	30m^3を超え 50m^3まで	50m^3を超え 100m^3まで	100m^3を超え 200m^3まで	200m^3を超え 500m^3まで	500m^3を超え 1,000m^3まで	1,000m^3を超える
37 円 80 銭	135 円	156 円 60 銭	172 円 80 銭	189 円	205 円 20 銭	216 円	226 円 80 銭	237 円 60 銭

●井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	１人	２人	３人	４人	５人	６人以上
認定水量（1 か月につき）	11m^3	18m^3	25m^3	29m^3	33m^3	1 人につき 2m^3加算
使用料（1 か月）	1,512 円	2,457 円	3,510 円	4,136 円	4,811 円	－
請求額（2 か月）	3,020 円	4,910 円	7,020 円	8,270 円	9,620 円	－

【令和元年 10 月（12 月検針分から適用)】

●一般世帯

基本使用料　1,017 円 50 銭（税込・消費税率 10%）

従量使用料（排出量１m^3につき）

10m^3まで	10m^3を超え 20m^3まで	20m^3を超え 30m^3まで	30m^3を超え 50m^3まで	50m^3を超え 100m^3まで	100m^3を超え 200m^3まで	200m^3を超え 500m^3まで	500m^3を超え 1,000m^3まで	1,000m^3を超える
38 円 50 銭	137 円 50 銭	159 円 50 銭	176 円	192 円 50 銭	209 円	220 円	231 円	242 円

●井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	１人	２人	３人	４人	５人	６人以上
認定水量（1 か月につき）	11m^3	18m^3	25m^3	29m^3	33m^3	1 人につき 2m^3加算
使用料（1 か月）	1,540 円	2,500 円	3,570 円	4,210 円	4,900 円	－
請求額（2 か月）	3,080 円	5,000 円	7,150 円	8,420 円	9,800 円	－

【令和５年４月（５月検針分から適用)】

請求金額を、10 円単位から１円単位に変更

【令和８年６月（７月検針分から適用)】平均改定率　15.2%

●一般世帯

基本使用料　1129.70 円（税込・消費税率 10%）

従量使用料（排出量１m^3につき）

10m^3まで	10m^3を超え 20m^3まで	20m^3を超え 30m^3まで	30m^3を超え 50m^3まで	50m^3を超え 100m^3まで	100m^3を超え 200m^3まで	200m^3を超え 500m^3まで	500m^3を超え 1,000m^3まで	1,000m^3を超える
38 円 50 銭	148 円 50 銭	204 円 60 銭	224 円 40 銭	244 円 20 銭	264 円	278 円 30 銭	300 円 30 銭	314 円 60 銭

●井戸水使用世帯

家事用でメーターのない井戸水を使用する場合の下水道使用料は、家族人数により使用水量を認定して計算する。

※水道水と井戸水の両方を使用する世帯は、下記と異なる場合がある。

人数	１人	２人	３人	４人	５人	６人以上
認定水量（1 か月につき）	11m^3	18m^3	25m^3	29m^3	33m^3	1 人につき 2m^3加算
使用料（1 か月）	1,663 円	2,702 円	4,022 円	4,841 円	5,718 円	－
請求額（2 か月）	3,326 円	5,404 円	8,044 円	9,682 円	11,436 円	－

（2）静岡市の処理・行政人口、処理面積及び普及率の推移

年　度	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
地　区	静岡	清水	静岡	清水	静岡	清水			
処理人口（人）	327,115	124,450	329,050	127,291	345,515	129,106	491,020	497,689	506,289
行政人口（人）	474,302	236,594	473,671	235,287	473,888	236,850	711,247	709,949	721,620
処理面積（ha）	4,416.0	1,784.9	4,462.0	1,859.6	4,894.0	1,982.4	7,108.5	7,226.2	7,354.9
普及率（%）	69.0	52.6	69.5	54.1	72.9	54.5	69.0	70.1	70.2

年　度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
処理人口（人）	518,237	536,319	550,565	566,375	573,916	578,206
行政人口（人）	720,175	719,236	727,340	726,060	724,026	721,967
処理面積（ha）	7,546.0	7,829.5	8,050.2	8,296.9	8,427.6	8,501.6
普及率（%）	72.0	74.6	75.7	78.0	79.3	80.1

年　度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
処理人口（人）	582,743	587,617	588,957	588,903	588,726	588,294
行政人口（人）	719,188	716,450	713,564	710,192	707,173	704,043
処理面積（ha）	8,610.2	8,730.8	8,797.6	8,835.6	8,869.6	8,891.8
普及率（%）	81.0	82.0	82.5	82.9	83.3	83.6

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
処理人口（人）	586,791	588,288	586,921	603,737	600,078	596,772
行政人口（人）	699,946	696,367	692,374	686,746	680,913	675,610
処理面積（ha）	8,913.0	8,954.9	8,981.5	9,020.8	9,039.6	9,061.4
普及率（%）	83.8	84.5	84.8	87.9	88.1	88.3

年　度	令和６年度	令和７年度
処理人口（人）	593,525	591,648
行政人口（人）	670,258	665,330
処理面積（ha）	9080.9	9,093.7
普及率（%）	88.6	88.9

静岡市下水道事業のあらまし（令和８年度）

令和８年 10 月　発行

編集・発行　　静岡市上下水道局　経営管理部　上下水道総務課
〒420-0035
静岡県静岡市葵区七間町 15 番地の１
電　話　　054-270-9121
ＦＡＸ　　054-270-9122